



中津市環境基本計画

山・川・海の自然とともに人がいきいきと暮らすまち 中津
～美しい自然をまもり、いかしたまちづくり～



平成 31 年 3 月
令和 6 年 4 月改訂
中 津 市



山・川・海の自然とともに人がいきいきと暮らすまち 中津 ～「環境共生都市なかつ」の実現を目指して～

中津市は、2019年3月に環境施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間とする「中津市環境基本計画」を策定しました。

本計画において、中津市が目指す環境像を「山・川・海の自然とともに人がいきいきと暮らすまち 中津 ～美しい自然を守り、いかしたまちづくり～」とし、環境政策の着実な推進に取り組んでいるところです。



近年、地球温暖化の進行による異常気象や激甚災害の増加、生物多様性の喪失など地球環境が脅かされています。

こうした中、国では2020年10月に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明（カーボンニュートラル宣言）し、世界中で脱炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。さらに、2023年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、2030年までに陸と海を30%以上保全する目標や失われつつある自然を回復軌道にのせ豊かな状態にしていくための具体的な行動目標などを示したところです。

上記のような国の動きや新たな課題等を再確認するとともに、令和5年度は本計画期間の中間年度にあたることから、これまでの取り組み評価を踏まえ、施策内容や目標指標の検討など、所要の見直しを行いました。

2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロにする脱炭素社会「ゼロカーボンシティ」を目指すとともに、関係機関と連携して生物多様性の保全に向けた取り組みに努めてまいります。

この計画の推進にあたりましては、私たち一人ひとりが常に環境に対する意識を高め市民・事業者・行政が一体となって連携し、かけがえのない地球環境と共生できる社会「環境共生都市なかつ」の実現を目指していく必要があると考えております。

市民、事業者の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の改訂にあたり、ご尽力をいただきました中津市環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力を頂きました多くの市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和6年4月

中津市長 奥塚 正典

◆ 中津市環境基本計画 目次 ◆

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画改訂の趣旨	2
2. 計画の位置付け	6
3. 計画の目標年度・期間	7
4. 計画の対象範囲	7
第2章 中津市が目指す環境像	9
1. 目指す環境像	10
2. 施策の構成	12
第3章 基本施策	15
1. 自然共生社会の構築	16
1-1 重要地域の保全	18
1-2 里地里山の保全	20
1-3 希少野生生物の保護	22
1-4 自然とのふれあいの場の確保	24
2. 脱炭素社会・循環型社会の構築	26
2-1 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進	28
2-2 脱炭素に向けた地域づくり	32
2-3 地球温暖化への適応	34
2-4 廃棄物の適正処理・3Rの推進	38
3. 生活環境の保全	42
3-1 大気・音環境の保全	44
3-2 水環境の保全	46
3-3 景観・文化財の保全	48
4. 環境保全のための人・組織づくりの推進	50
4-1 環境学習の推進	52
4-2 環境保全活動の推進	54

第4章 重点プロジェクト	57
1. 山～川～海のつながり再生プロジェクト	59
2. 環境学習推進プロジェクト	61
3. 2050年脱炭素社会実現に向けた施策推進プロジェクト	62
4. 環境会計導入プロジェクト	65
第5章 環境配慮指針	67
1. 環境配慮指針について	68
2. 中津本庁管内	70
3. 三光支所管内	72
4. 本耶馬溪支所管内	74
5. 耶馬溪支所管内	76
6. 山国支所管内	78
第6章 計画の推進	81
1. 計画の推進体制	82
2. 計画の進行管理	83
資料編	85
1 中津市環境基本条例	86
2 中津市環境美化に関する条例	91

第1章 計画の基本的事項

1. 計画改訂の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の目標年度・期間
4. 計画の対象範囲



競秀峰

1. 計画改訂の趣旨

中津市の恵まれた環境を維持するとともに、環境に関する諸課題を解決し、将来世代も含めた中津市民が「健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を享受」（中津市環境基本条例前文）するため、また、中津市を環境の側面から「暮らし満足 No.1 のまち」（第五次中津市総合計画）にするために、平成31年3月に「中津市環境基本計画」を策定し、身近なごみ問題から地球規模での問題に至るまで環境施策の着実な推進を図ってきました。

こうした中で、令和2年10月に国は、「令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、この挑戦を経済と環境の好循環につなげていくとしています。

また、生物多様性の保全に向けて、令和3年のG7サミットで、令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」に取り組むことを約束し、令和4年の生物多様性条約締約国会議(COP15)での採択を踏まえ、次期生物多様性国家戦略の策定を行いました。

中津市においても、かけがえのない環境を次世代に引き継いでいくため、地球温暖化対策に積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロにする脱炭素社会「ゼロカーボンシティ」を目指す取り組みを行っています。また、生物多様性への取り組みや身近な環境問題である生活環境の保全、循環型社会の構築などにも引き続き取り組むことが必要です。

令和5年度は本計画の中間年度にあたることから、こうした国や中津市の環境施策の動向を踏まえ、本計画の方向性を維持しながら、環境施策のさらなる推進を図るために施策等を見直しています。



【本計画の施策とSDGsとの関係】

本計画に定める施策は、SDGsの様々なゴールと関連します。本計画の施策とSDGsとの関係は、以下のとおりです。

施策のなかには、対となるゴールもあれば、複数のゴールに同時に効果を及ぼすものもあります。本計画の施策が、様々なSDGsのゴールに貢献することが分かります。

ゴール2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 脱炭素社会・循環型社会の構築

ゴール3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



本計画の基本施策

- 脱炭素社会・循環型社会の構築
- 生活環境の保全

ゴール4：すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 環境保全のための人・組織づくりの推進

ゴール6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 生活環境の保全
- 環境保全のための人・組織づくりの推進

ゴール 7：すべての人々に安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



本計画の基本施策

- 脱炭素社会・循環型社会の構築

ゴール 8：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 脱炭素社会・循環型社会の構築

ゴール 11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 脱炭素社会・循環型社会の構築
- 生活環境の保全

ゴール 12：持続可能な生産消費形態を確保する



本計画の基本施策

- 脱炭素社会・循環型社会の構築
- 環境保全のための人・組織づくりの推進

ゴール 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 脱炭素社会・循環型社会の構築
- 環境保全のための人・組織づくりの推進

ゴール 14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 生活環境の保全
- 環境保全のための人・組織づくりの推進

ゴール 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 脱炭素社会・循環型社会の構築
- 環境保全のための人・組織づくりの推進

ゴール 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



本計画の基本施策

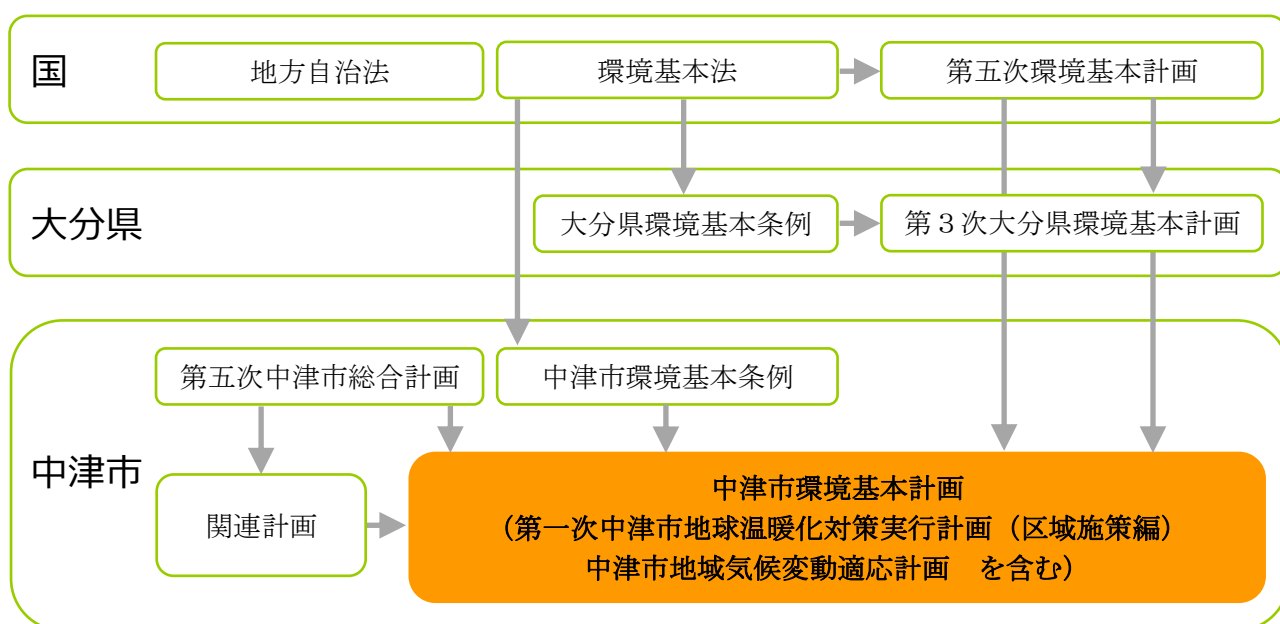
- 環境保全のための人・組織づくりの推進

2. 計画の位置付け

本計画は、環境基本法第36条*及び中津市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、本市の環境に関する関連計画の最上位に位置づけられます。

本計画では、まちづくりの指針となる最上位の計画である「第五次中津市総合計画」や、環境分野の個別計画との整合や関連する他分野との連携を図りながら、実行する施策を設定します。

なお、本計画の「脱炭素社会・循環型社会の構築」に係る部分は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「第一次中津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として、「地球温暖化への適応」に係る部分は、「気候変動適応法」第12条に基づく「中津市地域気候変動適応計画」として策定しています。



※環境基本法

平成5年制定。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢（けいたく）の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしています。

※環境基本法第36条（条文一部抜粋）

地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

3. 計画の目標年度・期間

本計画の目標年度は2028年度、計画期間は2019年度から2028年度までの10年間とします。

また、計画策定の5年後にあたる中間年度（2023年度）には、2023年度までの進行状況と本市を取り巻く環境や社会状況の変化などを踏まえ、計画内容の見直しを行いました。

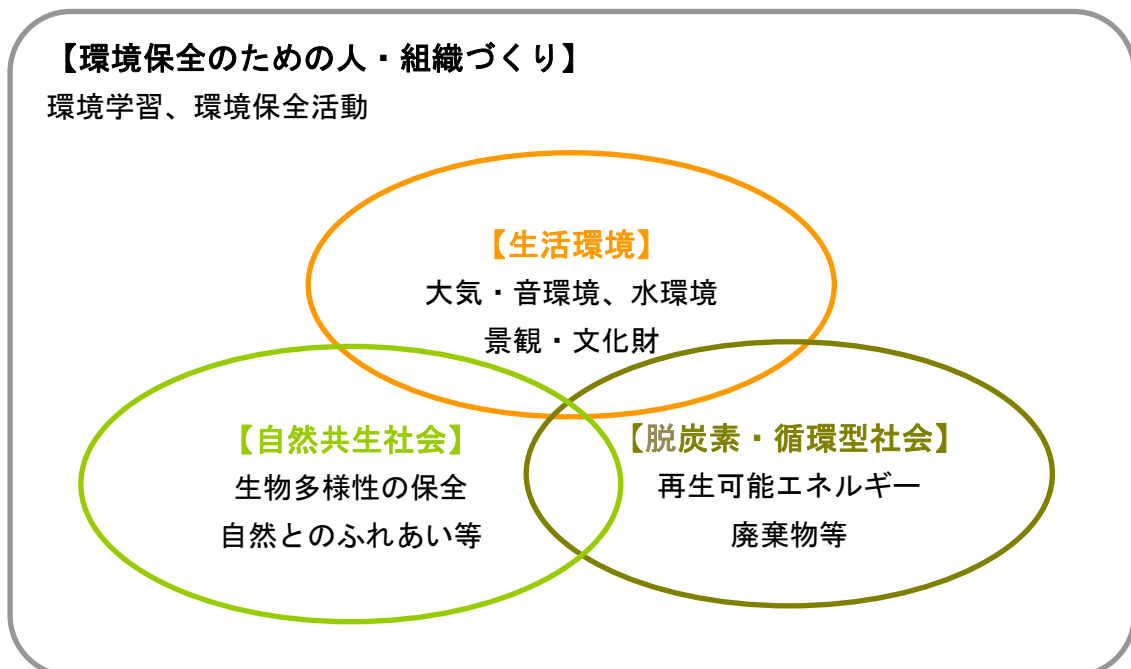


4. 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、中津市の行政区域全域とします。

また、本計画で取り組む環境要素の対象範囲は、「自然共生社会（自然環境）」、「脱炭素社会・循環型社会（地球温暖化、廃棄物）」、「生活環境」とし、これらの保全に関する「人・組織づくり」についても本計画において取り上げます。

本計画の対象主体については、市民（市民団体を含む）、事業者、行政（市）とします。



第2章 中津市が目指す環境像

1. 目指す環境像
2. 施策の構成



福澤諭吉旧居

1. 目指す環境像

「望ましい環境像」とは、市・市民・事業者が協働で目指す本市のあるべき環境の姿を示すものです。本計画では、「第五次中津市総合計画」の将来都市像及び市民アンケート調査結果を踏まえ、本市の「望ましい環境像」を次のとおり設定します。

山・川・海の自然とともに人がいきいきと暮らすまち 中津
～美しい自然をまもり、いかしたまちづくり～



環境像の設定について

環境像は、中津市環境基本計画の施策の実行により、市民に健康で文化的な生活をもたらす恵み豊かな環境を実現し、第五次中津市総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン2017」における将来都市像「暮らし満足No.1のまち「中津」」を環境的側面から支えることを目的にしています。

環境像の設定に際しては、環境に関する意識・行動等調査（アンケート調査）の結果を基に、中津市の市民や事業者にとって、暮らし満足 No. 1 の環境とはどのようなものかを検討し、設定しました。

【第五次中津市総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン2017」】

将来都市像：暮らし満足No.1のまち「中津」

基本目標：① 子どもの将来における可能性が最大限広がるまち

② 若者が未来を描くために必要な社会環境

（雇用、生活、余暇、子育て、出会いの場など）が整っているまち

③ 高齢者がいつまでも健康で、生きがいをもって暮らせるまち

④ 男女や年齢の差、障がいの有無に関わらず、互いに支えあいながら
コミュニティの一員として元気に活躍できるまち

⑤ ふるさとを愛し、ふるさとの価値を次世代へ繋ぐまち

【環境に関する意識・行動等調査（H29 アンケート調査）：将来の環境について】

「山・川・海の美しい自然が維持・活用されるまち」 回答率：63.3%

「きれいな空気や水、静かな環境に恵まれた健康な生活が営めるまち」 回答率：59.8%

2. 施策の構成



● 基本施策1：自然共生社会の構築

山～川～海の恵まれた自然を保全・再生するとともに、その自然を持続可能なかたちで利用することにより、地域の人々の暮らしを支え、豊かな文化を育むことを目標とします。そのために、以下の各個別目標の実現を目指します。

- 1-1 重要地域の保全
- 1-2 里地里山の保全
- 1-3 希少野生生物の保護
- 1-4 自然とのふれあいの場の確保

● 基本施策2：脱炭素社会・循環型社会の構築

2050年までの脱炭素社会の実現を目指して、市域における温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、地球温暖化の進行への本市における適応策を講じます。また、廃棄物処理は、大きな二酸化炭素の排出源となっているほか、生活環境や自然環境、財政にも影響していること等を鑑み、3Rの推進による循環型社会の構築を目標とします。そのために、以下の各個別目標の実現を目指します。

- 2-1 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進
- 2-2 脱炭素に向けた地域づくり
- 2-3 地球温暖化への適応
- 2-4 廃棄物の適正処理・3Rの推進

● **基本施策3：生活環境の保全**

私たちが健康で快適な生活を営むための基盤である、大気、音、水、景観等の生活環境の保全を目標とします。そのために、以下の各個別目標の実現を目指します。

3-1 大気・音環境の保全

3-2 水環境の保全

3-3 景観・文化財の保全

● **基本施策4：環境保全のための人・組織づくりの推進**

基本施策1～3の実現を人づくり・組織づくりの面から支えるため、子どもと大人の環境リテラシーの向上と、環境保全のための組織の活性化を目標とします。そのために、以下の各個別目標の実現を目指します。

4-1 環境学習の推進

4-2 環境保全活動の推進

第3章 基本施策

1. 自然共生社会の構築
2. 脱炭素社会・循環型社会の構築
3. 生活環境の保全
4. 環境保全のための人・組織づくりの推進



一目八景（提供元：一般社団法人 中津耶馬溪観光協会）

1. 自然共生社会の構築

現状と施策の方向性

1-1 重要地域の保全

【本市の現状】

本市には、環境省の特定植物群落である御澄池のハンノキ林、高平のイロシデ林や、「生物多様性保全上重要な湿地（重要湿地）」や「おおいたの重要な自然共生地域」に選定されている中津干潟、野依新池などのため池群など、重要な自然環境が存在しています。

これらの地域は、生物の生息・生育の場であるとともに、中津の自然環境を特徴づける重要な地域です。

【施策の方向性】

**生物の生息・生育基盤などとしての重要性を踏まえ、
植物群落や湿地など、自然環境保全上重要な地域の保全を推進します。**

1-2 里地里山の保全

【本市の現状】

本市の丘陵地や山地では、スギやヒノキの植林、クヌギなどの二次林が存在し、平野部は主に水田や畑、住宅地などとして利用されています。また、中津平野やその周辺の山裾には多くのため池が造られ、農業用水として利用されています。このように、本市の大部分は人との関わりによって環境が形成された“里地里山”が広がっています。

里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。

【施策の方向性】

里地里山の持続可能な利用と適切な管理を推進します。

現状と施策の方向性

1-3 希少野生生物の保護

【本市の現状】

本市の森林や湿地、草地には、ツクシカイドウ、ヒロハナライシダ、ヒメヒゴタイ、タイワンスゲなど、多様な植物が生育しています。また、クマタカ（鳥類）や、アオギス（魚類）、ベッコウトンボ（昆虫類）カブトガニ（甲殻類）をはじめ、本市には希少な動物が多く確認されています。

これらの希少野生生物にとって、市内の森林、岩角地、草地、湿地、ため池、河川、水田、干潟は、重要な生息・生育環境です。

【施策の方向性】

希少野生生物の生息・生育状況の把握及び生息・生育場所の保全に努めます。

1-4 自然とのふれあいの場の確保

【本市の現状】

本市には、身近な森林や溪谷、川、海があり、日常から自然とふれあうことができます。また、これらの自然環境を活用した体験学習も実施されており、自然のことを学びながら自然とふれあうことができます。

メイプル耶馬サイクリングロードや、耶馬溪アクアパーク、洞門キャンプ場、河川プールには、市外からの利用者が訪れており、本市の自然を体験できる観光スポットとして利用されています。

【施策の方向性】

自然とのふれあいを通じて、自然の大切さを市民が認識することにより、自然環境保全の意識高揚を図ります。

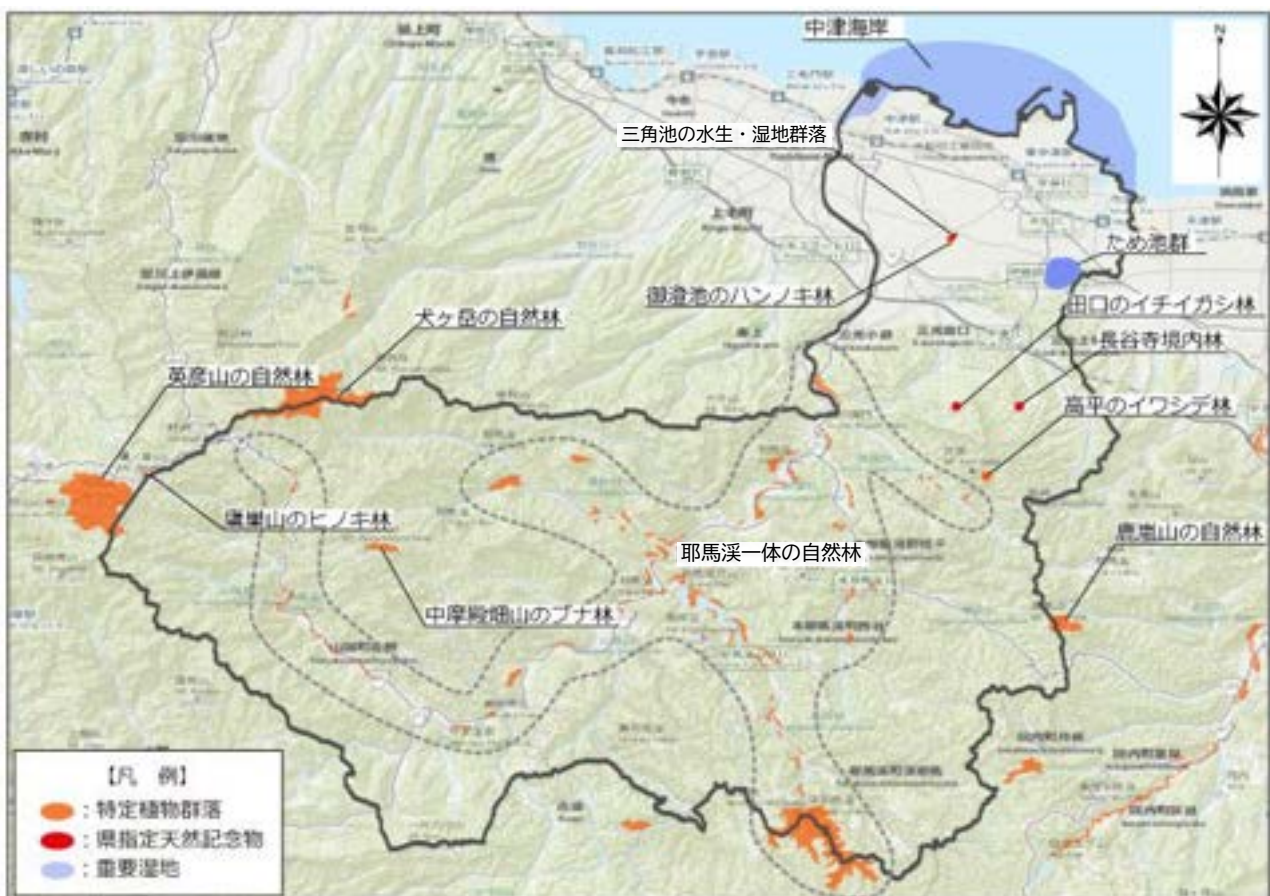
1. 自然共生社会の構築

1-1 重要地域の保全

◆現状

- 本市の森林面積は 37,932ha で、市域全体の 77.2%を占めます。
- 重要な植物群落として、「御澄池のハンノキ林」、「高平のイワシデ林」、「鹿嵐山の自然林」、「耶馬溪一帯の自然林」、「中摩殿畑山のブナ林」、「犬ヶ岳の自然林」、「鷹ノ巣山のヒノキ林」、「英彦山の自然林」が環境省の特定植物群落、「三角池の水生・湿地植物群落」、「長谷寺境内林」、「田口のイチイガシ林」、「ゲンカイツツジ」「キシツツジ」、「千本カズラ」、「ブナの原生林」、「高平のイワシデ林」が県指定天然記念物に指定されています。
- 市内中・西南部地域では、近年、シカの生息密度が高くなっており、シカの食害による自然植生への影響が懸念されています。
- 市内では、中津干潟、野依新池などのため池群が環境省の「生物多様性保全上重要な湿地（重要湿地）」や「おおいたの重要な自然共生地域」に選定されています。
- 中津干潟では、近年、底質の細粒化（砂の減少、泥の増加）等がみられ、それによる干潟の生き物や水産資源への影響が懸念されています。原因として、河川からの土砂供給量の減少や潮流の変化などが考えられています。
- 自然環境保全上の重要地域の一部には、保護地域に指定されていない地域もみられます。

● 中津市における自然環境保全上重要な地域 ●



※出典：環境省自然環境 Web-GIS より作成

◆課題

- 自然林や湿地の保全
- 保護地域外にある重要地域の保護地域指定等の検討
- 干潟環境の保全・再生



◆目標

《自然環境保全上重要な地域の保全》

指標	基準値 (平成 29 年)	現況値 (令和 4 年)	数値目標	指標・目標の考え方
森林面積	37,994 ha	37,932 ha	37,994 ha	現状から減少させない
干潟面積	1,347 ha	1,347 ha	1,347 ha	現状から減少させない

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 自然林や重要な植物群落の保全に努めます。
- 湿地の保全に努め、保全・再生のための仕組みづくりを検討します。
- 自然環境保全上重要な地域の保護地域指定を必要に応じて検討するとともに、シカの密度管理対策の強化を検討します。
- 干潟環境の保全・再生のための仕組みづくりを検討します。

【市民の取り組み】

- 中津干潟や耶馬溪などに出かけたり、自然観察会に参加したりして、そこで生活する生き物に親しみ、重要性の理解に努めましょう。
- 自然公園や文化財指定地域等における規制を遵守（木を伐らない、植物や動物を採集しない、石や土砂を採取しないなど）しましょう。

【事業者の取り組み】

- 重要地域及びその周辺での作業に際しては、規制を遵守（建物などの設置・木の伐採・土地の改変などを行う時に必要な許可を得るなど）するとともに、自然環境への配慮に努めましょう。



耶馬溪の自然林（深耶馬溪）



三角池の水生・湿地植物群落

1. 自然共生社会の構築

1-2 里地里山の保全

◆現状

- 市内の土地利用についてみると、丘陵地や山地では、スギやヒノキの植林、クヌギなどの二次林、果樹園などが大部分を占めており、平野部は主に水田や畑、住宅地などとして利用されています。また、中津平野やその周辺の山裾には多くのため池が造られ、農業用水として利用されています。このように、本市の大部分は人との関わりによって環境が形成された“里地里山”ですが、このような場所にも多くの生き物が暮らしています。
- 市内の水田やため池などには、オニバスなどの希少な植物が多く確認されています。ミナミメダカやドジョウ、ナマズなどの魚類、アカハライモリ、ベッコウトンボなどは水田やため池で繁殖し、周辺の水路や小河川、草地、林などを行き来して暮らしています。また、タカの仲間のサシバやオオタカ、キツネなど、水田を餌場として周辺の林で繁殖する動物がいます。このように、水田とその他の環境が連続していて、生物が行き来できることがこれらの生物を保全する上で重要です。
- 山国川水系や犬丸川水系にはニホンウナギをはじめ、オヤニラミ、アカザなど多くの魚類や動植物が生息しています。
- 農業者の高齢化や農業人口の減少によって発生する荒廃農地は雑草の繁茂や病害虫の発生源、廃棄物の不法投棄や災害などの誘発など、生活環境へ悪影響を与える恐れがあります。
- 近年、市内では竹林が人工林域まで侵入し、里地里山の生物多様性への影響が懸念されています。
- また、市内では、シカやイノシシなどの野生鳥獣や外来生物のアライグマによる農林業被害が増えています。

◆課題

- ため池や湿地に生息・生育する生物の状況把握
- 荒廃農地の発生抑制・解消
- 竹林の拡大防止
- 鳥獣被害の防止



市内の里山景観



山国川の風景



◆目標

《里地里山における生物多様性の維持・回復》

指標	基準値 (令和4年)	数値目標	指標・目標の考え方
荒廃農地面積	60ha (2022年)	60ha	現状から増加させない

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 里地里山の森林が地域の人々に経済的な利益をもたらすものとなるよう、森林資源の持続可能な利用を支援します。
- 草地、ため池、人工林の適正な管理を支援します。
- ため池や湿地に生息・生育する生き物のモニタリングと保全対策の実施に努めます。
- 河川の整備に際しては、そこに生息・生育する生物に配慮し、魚道の新設や改良、淵や瀬の保存・再生、水際の植生の維持に努めます。
- 荒廃農地の発生を抑制し、解消に向けて取り組みます。そのための施策として、次世代を担う農業者の支援や荒廃農地の解消対策に取り組みます。
- 竹林の拡大防止のための支援に努めます。
- 農地や森林を保全するため、シカやイノシシ、アライグマなどの鳥獣による農林業被害の軽減対策を講じます。

【市民の取り組み】

- 所有する農耕地や草地、山林の管理に際しては、過剰な農薬や化学肥料の使用をできるだけ控え、生き物に配慮しましょう。
- ため池や湿地等の維持管理活動に参加しましょう。
- 里地里山の身近な生き物に親しみ、その保全について考えましょう。

【事業者の取り組み】

- 開発事業の実施に際しては、里地里山の自然環境の保全に努めましょう。
- 所有する農耕地や草地、山林の管理に際しては、過剰な農薬や化学肥料の使用をできるだけ控え、生き物に配慮しましょう。
- 森林伐採後は植林を行い、適正な山林管理を行いましょう。

1. 自然共生社会の構築

1-3 希少野生生物の保護

◆現状

- 本市の山地や岩角地、湿地・ため池、草地では、様々な植物を観察することができます。

【市内で観察できる希少な植物】

山地の森林：ヒロハナライシダ、クロフネサイシン、ヒロハテンナンショウなど

低地の森林：ルリミノキ、シシンラン、タイワンスゲなど

岩角地：マツバラシ、ヒノキ、イワシデ、イワレンゲ、ブゼンノギクなど

湿地やため池：ハンノキ、ミズオオバコ、フトヒルムシロ、ヒメミクリなど

草地：ツチグリ、キキョウ、アソノコギリソウ、ヒメヒゴタイ

- 本市では、クマタカ（鳥類）、ブチサンショウウオ（両生類）、ニホンヒキガエル（両生類）、アオギス（魚類）、ベッコウトンボ（昆虫類）、カブトガニ（甲殻類）など、希少な動物が観察されています。

● 中津市に生息する希少動物 ●



アオギス



ベッコウトンボ



カブトガニ

(提供元：NPO 法人 水辺に遊ぶ会)

- 市内の希少野生生物を保護する上で重要な環境として、森林、岩角地、草地、湿地、ため池、河川、水田、干潟などが挙げられます。また、森林と水田や湿地、河川と水田、干潟と後背湿地など複数の環境を行き来する生物もいるため、これらのつながりを維持・回復することも重要です。
- 希少生物の主な減少要因として、森林の植物では、人による採集やシカの採食、水田・草地・湿地・ため池・干潟の生物では、環境の変化が挙げられます。
- 市内には、オオキンケイギクやアライグマなどの外来生物が侵入しており、在来種や生態系への影響が懸念されています。

◆課題

- 希少野生生物の生息・生育状況の把握
- 希少野生生物の保全対策の検討
- 二次草原、ため池、水田などの人為的に維持されている環境の適切な管理
- 外来種の防除



◆目標

《希少野生生物の生息・生育環境の保全》

指標	現況値 (令和4年)	数値目標	指標・目標の考え方
ラムサール条約 登録湿地箇所数	0箇所	1箇所	希少種の生息・生育場所として 重要な湿地を保護する

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 希少野生生物の保護を目的に、市民団体や大学等と連携した希少種の生息・生育の保全に努めます。
- 公共事業の実施に際しては、希少生物の生息・生育環境の保全に努めるとともに、事前調査・事後調査の実施により、工事の影響の把握に努めます。
- 生物多様性の保全に貢献している土地について、市民団体や大学等と連携して、OECMへの登録に向けた取り組みを推進します。
- 外来生物の防除（新たな侵入の防止、既に侵入している外来種の駆除）に努めます。

※OECM…国立公園などの保護地域以外で生物多様性を効果的にかつ長期的に保全し得る地域

【市民の取り組み】

- 自然観察会に参加するなどして希少な生物の理解に努めましょう。
- 希少な動植物を生息・生育地から持ち帰ることはやめましょう。
- 外来生物やペット（アライグマ、アメリカザリガニ）については、野外に放ったり、自然植生中や庭先に植栽したりする行為を慎みましょう。

【事業者の取り組み】

- 開発事業の実施に際しては、希少生物の生息・生育環境の保全に努めましょう。
- 所有する農地や草地、山林の管理に際しては、希少野生生物に配慮しましょう。



中津干潟（カブトガニなどの生息地）



野依新池（ベッコウトンボなどの生息地）

1. 自然共生社会の構築

1-4 自然とのふれあいの場の確保

◆現状

- 市内には、身近な場所に森林や溪谷、川、海などの自然がみられ、自然とのふれあいの場としても活用されています。
- 中津干潟や山国川は水辺の生き物などに関する環境学習の場としてよく利用されており、自然のことを学びながら自然とふれあうことができる貴重な場所となっています。
- 市内の耶馬溪、英彦山、犬ヶ岳、八面山地域は大部分が耶馬日田英彦山国定公園及び国指定名勝に指定されており、生物多様性の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいの場としても活用されています。
- メイプル耶馬サイクリングロードは山国川に沿って造られた約36kmにわたるサイクリングロードです。旧耶馬溪鉄道の跡地や耶馬溪などの自然とふれあうことができます。
- その他、自然とのふれあいの場としては、耶馬溪アクアパーク、津民川河川プール、山国川源流河川プール、大新田海岸、田尻緑地公園、洞門キャンプ場などがあります。
- 自然とふれあうことのできる場を広く市民へ周知し、活用を促す必要があります。

◆課題

- 生物多様性に配慮した自然とのふれあい
- エコツーリズムの推進
- 自然とのふれあいに関する情報の不足・情報アクセスの難しさ
- 高齢者や身体障害者等の自然とのふれあい



メイプル耶馬サイクリングロード



耶馬溪アクアパーク



◆目標

《自然を身近に感じられる地域づくり》

指標	基準値 (平成 29 年)	現況値 (令和 4 年)	数値目標	指標・目標の考え方
「生き物とのふれあい」に関する満足度	32.8%	31.1%	50%	市民アンケートにおける「満足」＋「やや満足」の合計割合

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 自然とふれあうための施設設置に際しては、設置場所の工夫、地形改変の最小化など、自然環境に配慮します。また、中津市公共施設管理プランを踏まえつつ、機能維持・向上の観点から必要な改修に努めるとともに、改修時にはユニバーサルデザインの導入に努めます。
- 自然公園や名勝及び天然記念物指定地域などの保護地域では、立入者に規制の周知を図り、不法投棄やごみのポイ捨てなど、自然保護上問題のある行為が発生しないよう、利用者への啓発に努めます。
- 自然環境に配慮しつつ、恵まれた地域の自然を活かす取り組みとして、日本遺産やばけい遊覧「やばはく」のように、トレッキングやウォーキングなどの観光体験受け入れプログラムなどの、エコツーリズムを推進します。さらに、エコツーリズムの推進により、地域の自然の価値に住民が気づき、それが地域の環境保全やコミュニティの再生、環境学習の推進につながる好循環を目指します。
- 市内の自然環境、自然とふれあうためのプログラムなどの情報へのアクセスが容易になるよう、仕組みを整備します。

【市民の取り組み】

- 自然とのふれあいを通じて、自然に関する理解の向上に努めましょう。
- 自然とふれあうイベントやエコツーリズムに参加しましょう。
- 自然とふれあう活動に際しては、自然環境の保全に配慮し、植物を持ち帰ったり、外来生物を放ったりするなど、自然環境に悪影響を与える行為はやめましょう。

【事業者の取り組み】

- 開発事業を実施する際は、自然環境に配慮した自然とふれあう場の確保に努めましょう。
- 自然とのふれあいを実体験するエコツーリズムの機会や場の提供に努めましょう。

2. 脱炭素社会・循環型社会の構築

現状と施策の方向性

2-1 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進

【本市の現状】

私たちの生活に必要な電気やガスの大部分は、化石燃料からもたらされており、これらのエネルギーを消費することで、多くの二酸化炭素を大気中に放出しています。

このため、発電時や熱利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない再生可能エネルギーの利用を進めるとともに、活動に必要なエネルギーをより効率的に使用し、二酸化炭素の排出量を抑制する必要があります。

【施策の方向性】

市民・事業者による、再生可能エネルギーの利用及び省エネルギーを促し、二酸化炭素排出量を削減します。

2-2 脱炭素に向けた地域づくり

【本市の現状】

本市は合併により、市内に都市機能が拡散・散在しています。都市機能が拡散・散在してしまうと、自動車による施設間の移動時に多くの化石燃料を消費し、二酸化炭素排出量の増加をまねきます。

地域から排出される二酸化炭素の量を少なくするには、地域ごとに都市機能を集約し、自動車による移動時に消費する化石燃料を少なくすることが重要です。また、森林による二酸化炭素吸収を促すことも重要です。

【施策の方向性】

都市機能の集約を図り移動に伴う二酸化炭素排出量を削減するとともに、緑化推進により二酸化炭素の吸収源確保を行います。

現状と施策の方向性

2-3 地球温暖化への適応

【本市の現状】

本市では、近年発生した集中豪雨により甚大な被害に見舞われました。近年全国各地で起こる豪雨による災害は、地球温暖化に伴う気候変動が影響しているとも言われています。この他にも、夏場の気温上昇によるヒノヒカリの品質低下など、気候変動の影響がみられています。

気候変動による影響を少なくするためには、本市で想定される影響を把握・分析し、事前に対応することが重要です。

【施策の方向性】

気候変動による影響に適応した、安全・安心なまちづくりに取り組みます。

2-4 廃棄物の適正処理・3Rの推進

【本市の現状】

本市の一人1日あたりのごみ総排出量は、令和2年度まで横ばいで推移していましたが、令和3年度から減少傾向にあり、令和4年度は926gとなっています。

本市では、ごみの不法投棄を防止するため、パトロール等を実施しています。粗大ごみ等の不法投棄の件数は減少傾向にありますが、ポイ捨てなどのごみを捨てる不法行為が後を絶ちません。

また、循環型社会の構築のため、3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再資源化）の推進も引き続き取り組む必要があります。

【施策の方向性】

**ごみの減量化とリサイクルを推進し、循環型社会を構築するとともに、
廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量を削減します。**

2. 脱炭素社会・循環型社会の構築（第一次中津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））

2-1 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進

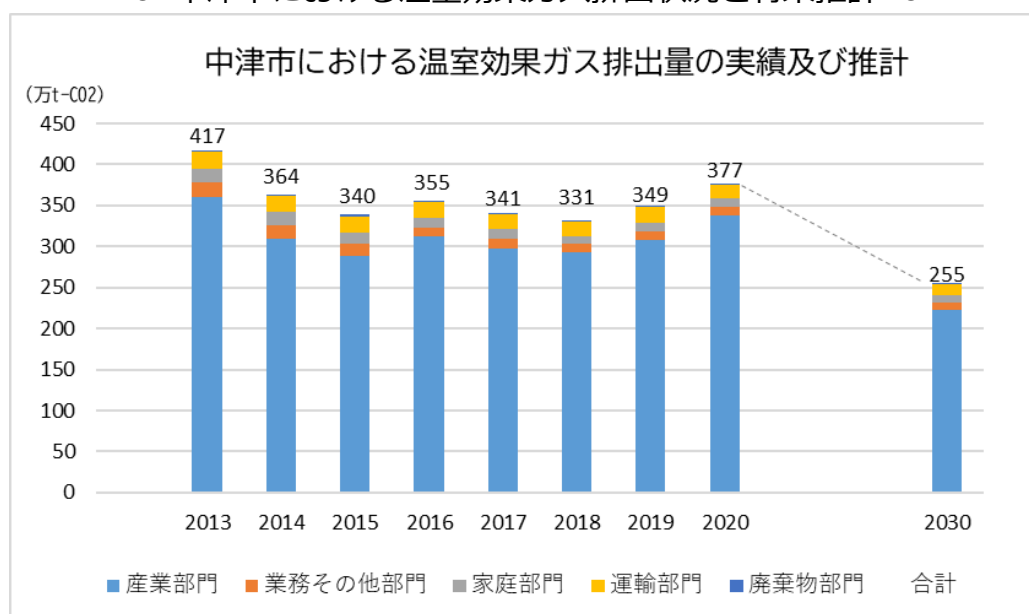
◆現状

- 私たちの生活に必要な電気やガスの大部分は、化石燃料からもたらされており、これらのエネルギーを消費することで、多くの二酸化炭素を大気中に放出しています。
- 地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標である2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて世界で取組みが求められています。日本においても、2020年のカーボンニュートラル宣言以降、各種法改正や交付金の創設など脱炭素社会実現に向けた取組みが加速しています。
- 再生可能エネルギーは、発電時や熱利用時に二酸化炭素をほとんど排出しないため、化石燃料由来のエネルギーに代わるエネルギーとして導入促進が図られています。
- 本市から排出される二酸化炭素の内訳は、製造業（89%）、自動車の走行（5%）、業務（3%）、家庭（3%）となっており、市の産業構造上、産業部門、特に製造業からの排出割合が高くなっています。これらの活動に必要なエネルギーをより効率的に使用することで、エネルギー消費に伴う経済的負担を軽減するとともに、二酸化炭素の排出量を抑制することができます。

◆温室効果ガスの将来推計

- 温室効果ガスは、市民生活や事業活動に伴う電気や燃料の消費により排出されるエネルギー起源CO₂ と一般廃棄物のプラスチック等の燃焼により発生する非エネルギー起源CO₂ を対象とします。
- 二酸化炭素排出量の将来推計は、2013年度から2019年度までの電気や燃料等の使用量と、将来人口から産業部門・業務部門等の従事者数などをもとに予測したものです。
- 将来予測では、2030年度の二酸化炭素排出量は255万t-CO₂ となり2013年度（基準年度）比で約39%減少すると予想されます。

● 中津市における温室効果ガス排出状況と将来推計 ●



(単位: 万t-CO₂)

部 門	実績			将来推計	
	2013年度 (基準年度)	2020年度 (現状値)	2013年度比	2030年度	2013年度比
産業部門	361	338	-6%	223	-38%
業務その他部門	17	11	-35%	9	-47%
家庭部門	17	10	-41%	8	-53%
運輸部門	21	17	-19%	14	-33%
廃棄物部門	1	1	0%	1	-10%
合計	417	377	-10%	255	-39%

◆課題

- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用促進
- 省エネルギーによる効率的なエネルギー利用の推進

◆目標

地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素排出量に関しては、政府の「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」において、エネルギー起源二酸化炭素を2030年度において2013年度比45%削減し、非エネルギー起源二酸化炭素を2013年度比14%削減し、温室効果ガス全体で46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けることとしています。このことから中津市においても、省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用、エネルギー転換（電化）の推進等により、国が掲げる目標を達成できるように目標値の設定を行いました。中津市における削減目標は下表のとおりです。

● 中津市における二酸化炭素排出量に関する削減目標 ●

基準年度排出量 (2013年度)	現況値 (2020年度)	2030年度 目標排出量	設定理由
417万t-CO ₂	377万t-CO ₂	179万t-CO ₂	エネルギー起源二酸化炭素排出量： 57%削減 非エネルギー起源二酸化炭素排出量： 10%削減

◀ 二酸化炭素排出量目標の内訳 ▶

(単位: 万t-CO₂)

部 門	実績			目標		【国】目標
	2013年度 (基準年度)	2020年度 (現状値)	2013年度比	2030年度	2013年度比	2013年度比
エネルギー起源CO ₂	416	376	-10%	178	-57%	-45%
産業部門	361	338	-6%	161	-55%	-38%
業務その他部門	17	11	-35%	4	-76%	-51%
家庭部門	17	10	-41%	3	-82%	-66%
運輸部門	21	17	-19%	10	-52%	-35%
非エネルギー起源CO ₂	1	1	0%	1	-10%	-15%
廃棄物部門	1	1	0%	1	-10%	-15%
合計	417	377	-10%	179	-57%	-46%

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

再生可能エネルギーの推進

- 公共施設への太陽光発電設備導入など再生可能エネルギーの利用を推進します。
- 市民・事業者の自家消費型太陽光発電設備等の導入支援を行い、再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- NPO や関係団体と連携し、各機関が実施するイベントなどに関する情報提供を行い、再生可能エネルギーの普及啓発を行います。
- 生物多様性や防災・減災への影響を考慮したうえで、再生可能エネルギーを推進します。

省エネルギーの推進

- 既存の公共施設のLED照明化など省エネルギー設備の利用を推進します。
- 公共施設の新築にあたっては、省エネと創エネによりZEB (Net・Zero・Energy Building) 化を推進します。
- 公用車への電気自動車の導入を推進します。
- NPO や関係団体と連携し、家庭や事業所などで実践できる省エネ活動の普及啓発に努めます。
- 事業者によるISO50001、ISO14001 やエコアクション 21 などの取得を推進するため、関係機関と連携し、講習会の開催や情報提供などを行います。
- 市民・事業者の省エネ設備の導入支援を行い、省エネ機器の導入促進を図ります。

【市民の取り組み】

- 環境関連講座などに参加し、省エネ活動や地球温暖化防止に関する知識を学びましょう。
- うちエコ診断を活用し、省エネ性能の高いLED照明、高効率給湯器などの家電や設備機器を導入しましょう。
- 住宅新築時のZEH (Net・Zero・Energy・House) 化など高断熱化に取り組みましょう。
- 節電や節水など家庭でできる省エネ活動を実践し、クールビズやウォームビズなど脱炭素型のライフスタイルへの転換を図りましょう。

【事業者の取り組み】

- 太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入に努めましょう。
- 空調、照明、給湯設備などの設備機器は省エネ性能の高い設備機器を導入しましょう。
- 事業所のZEB (Net・Zero・Energy Building) 化に努めましょう。
- 省エネ診断の活用、ISO50001、ISO14001 及びエコアクション 21 等の認証取得により、環境マネジメントやエネルギーマネジメント等を行い、事業活動における環境負荷を低減しましょう。
- 電気自動車などの環境に配慮した自動車の導入とエコドライブの奨励に努めましょう。

2. 脱炭素社会・循環型社会の構築（第一次中津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））

2-2 脱炭素に向けた地域づくり

◆現状

- 森林の保全及び都市緑化の推進は、吸収源対策としての効果に加え、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発効果も期待されます。
- 地球温暖化の防止には、二酸化炭素の大気中の濃度を増加させないことが重要です。耶馬溪や英彦山地に広がる森林、市内に存在する緑は、地球上の二酸化炭素の吸収源として大きな役割を果たしています。
- 本市では、市内に都市機能が拡散・散在しています。これにより、自動車利用や移動距離が増加し、運輸部門における温室効果ガスの排出量の増加をまねいています。

◆課題

- 都市機能の維持・拡充による拠点形成などのコンパクトな都市づくり
- 電気自動車など環境負荷の小さい自動車の普及
- 渋滞の緩和による、自動車のエネルギー消費抑制
- 森林保全及び都市部や地域の緑化推進

◆目標

● 脱炭素に向けた地域づくりに関する指標及び数値目標 ●

指標	基準値 (令和4年)	数値目標	指標・目標の考え方
森林環境譲与税を活用した 森林整備面積	16ha	10 ha/年	中津市総合計画



◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 生活拠点や医療拠点などの機能強化や居住誘導などを図り、公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進します。
- 市民・事業者に対して、電気自動車等、環境負荷の小さい車両の導入を促進します。
- EVカーシェアリング等を利用した周遊観光など観光の脱炭素化を推進します。
- 森林経営計画に基づく計画的な間伐等の森林施業により森林整備を推進します。
- 市民の樹木の植樹などの緑化活動を支援し、森林保護・緑化思想の啓発を図ります。
- 公園の再整備及び新規整備において、地域の状況に応じた公園の緑化を推進します。
- ブルーカーボンなど新たな吸収源について調査・研究を行います。

【市民の取り組み】

- できるだけ自動車利用を控え、徒歩や自転車など環境にやさしい交通手段の利用を心がけましょう。
- 電気自動車などの環境に配慮した自動車の導入を検討しましょう。
- 家庭や地域での緑化活動に参加しましょう。
- 住宅建築の際は、市産材の利用を検討しましょう。
- 森林所有者は、適切な森林管理を行いましょう。

【事業者の取り組み】

- 従業員の公共交通機関や自転車、徒歩による通勤の奨励に努めましょう。
- 電気自動車などの環境に配慮した自動車の導入を検討しましょう。
- 間伐材活用製品を積極的に利用しましょう。
- 事業所敷地内における緑化活動を推進しましょう。
- 住宅や事業所等を建築する際は、市産材の利用を検討しましょう。

2. 脱炭素社会・循環型社会の構築（第一次中津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、中津市地域気候変動適応計画）

2-3 地球温暖化への適応

◆現状

- 地球温暖化による気候変動の影響としては、農作物の生育不良、豪雨による洪水、熱中症といった健康被害、生物種の生息域の変化など、様々な分野における影響が報告されています。
- 低標高域では、夏場の気温上昇による米の品質低下がみられています。
- また、近年の豪雨災害では、家屋の浸水被害や道路、橋梁の損壊、山林・林道の崩壊、農地への土砂の流入、漁場への土砂堆積等、多くの被害を受けました。
- 地球温暖化の対策には、その原因である温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」を推進する一方で、避けることのできない気候変動の影響に対して、その被害を軽減する「適応策」も求められています。

● 気候変動対策 ●

The infographic is divided into two main sections: '緩和' (Mitigation) on the left and '適応' (Adaptation) on the right, both under the heading '2つの気候変動対策' (Two Climate Change Countermeasures). A central globe icon is positioned between the two sections.

緩和 (Mitigation): 原因を少なく (Reduce causes). Examples include: 節電・省エネ (Energy saving), エコカーの普及 (Popularization of eco-cars), 再生可能エネルギーの活用 (Use of renewable energy), and 森林を増やす (Increase forests). The goal is to reduce greenhouse gas (CO2) emissions to minimize the warming effect.

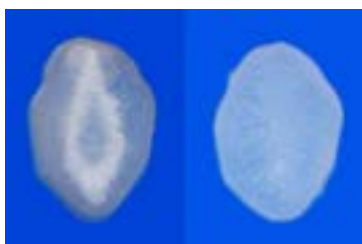
適応 (Adaptation): 影響に備える (Prepare for impacts). Examples include: 感染症予防のため虫刺されに注意 (Pay attention to insect bites for infection prevention), 熱中症予防 (Heatstroke prevention), 災害に備える (Prepare for disasters), 水利用の工夫 (Water-saving techniques), and 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培 (Development and cultivation of crop varieties that grow in high temperatures). The goal is to reduce damage and improve life quality.

Text boxes at the bottom:

- Left box: 気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。
- Right box: 緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

● 気候変動の影響例 ●



出典：平成 28 年地球温暖化影響調査レポート
(農林水産省)

デンプンの蓄積が不十分なため白く濁って見える米粒:白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面



出典：平成 24 年九州北部豪雨災害中津市災害記録誌
流れてきた岩石土砂に埋もれた国道 212 号(宮園地区)

気候変動による主な影響

分野	主な影響
農林 水産業	水稲 気温上昇による白未熟粒の発生等の品質の低下、収穫量の減少
	野菜 高温や降水の不順による、夏期から秋期にかけて生育する野菜の生産性の低下、高温・多雨等による着果不良や生育不良
	畜産 乳牛の乳量や乳成分の低下、繁殖成績の低下、成育や肉質の低下 夏場の産卵・健康卵の減少及びブロイラーの産肉量の低下
	水産 海洋生物の分布域の変化による漁期・漁場の変化、南方系の種の増加、分布域の拡大に伴う在来種への漁獲高等への影響
水環境 ・水資源	▶ 植物プランクトンの大量増殖による生態系への影響 ▶ 小雨化・降水量の変動幅の増大による安定的な水源確保への影響
自然 生態系	▶ 外来種の繁殖による生態系への影響 ▶ 在来種の生息適地の変化による生態系への影響
自然災害 ・沿岸域	▶ 台風の大型化や記録的な大雨の頻度増加による河川災害、土砂災害、浸水被害等の発生頻度の増加と被害の拡大 ▶ 海面水位の上昇により、浸水域の拡大や砂浜の喪失
健康	▶ 熱中症による救急搬送人員数、死亡者数の増加 ▶ 感染症発生の増加(デング熱等)及び拡大
産業・経済 活動	▶ 自然災害とそれに伴う保険損害の増加、保険金支払額や保険料の増加 ▶ 自然資源を活用した観光、レジャーへの影響
国民生活・ 都市生活	▶ 大雨等による交通網の寸断、孤立集落の発生、電気・水道等のライフラインの寸断 ▶ 気候変動に加えヒートアイランドの進行による更なる気温上昇

◆課題

- 農林業、保健、防災などを所管する関係機関と連携した「適応策」の検討・実施
- 気候変動及び「適応策」に関する情報・科学的知見の収集
- 気候変動による影響と「適応策」に関する意識啓発



◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 洪水や土砂災害といった災害リスクを可視化したハザードマップなどにより、各地域の災害リスクに関する情報提供を行います。
- 避難情報や避難所の開設情報などを、防災無線や告知放送などの情報伝達手段で発信し、市民の迅速な避難行動を促します。
- 森林や農地の保全、適正な管理により、水源かん養機能の維持・向上を図り、洪水や土砂災害の発生防止、軽減に努めます。
- 関係機関と連携した感染症予防や熱中症警戒アラートなど熱中症対策に関する情報発信、啓発を行います。
- 農作物の耐暑性品種や栽培技術の改良に関する情報発信を行い、地球温暖化による農作物の収量減少・品質低下対策をとります。
- 地球温暖化によって絶滅が危惧される生物のモニタリングを検討します。

【市民の取り組み】

- 気候変動の影響を自らの問題として認識し、気候変動適応の重要性に対して関心と理解を深めましょう。
- 非常持出品（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、救急薬品、非常食料・水など）の準備、避難経路や避難場所の確認など、防災対策に努めましょう。
- 熱中症対策に必要な知識を習得し、自らが熱中症の予防に必要な注意を払うとともに、家族や周囲と相互に助け合うよう努めましょう。
- 緑のカーテン、クールビズ・ウォームビズなど、温暖化に適応したライフスタイルへの転換に努めましょう。

【事業者の取り組み】

- 非常時持出品の準備、避難経路や避難場所の確認など、防災対策に努めましょう。
- 耐暑性品種の導入、温暖化に対応した栽培技術の改良に努めましょう。
- 従事する労働者の熱中症を防止するための環境管理や作業管理を行いましょ。
- クールビズ・ウォームビズ、サマータイムの導入など、温暖化に適応したビジネススタイルへの転換に努めましょう。

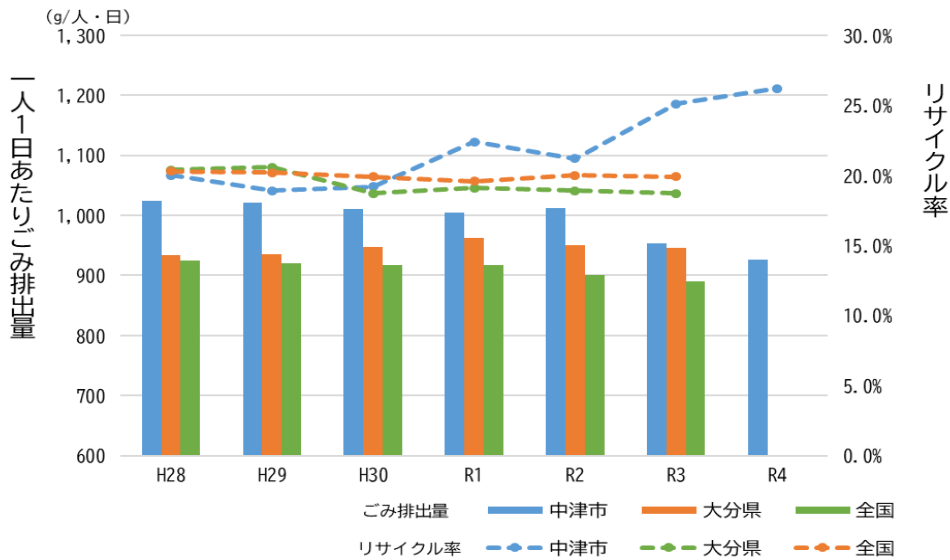
2. 脱炭素社会・循環型社会の構築（第一次中津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））

2-4 廃棄物の適正処理・3Rの推進

◆現状

- 本市では、「燃やすごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ」、「びん・缶」、「ペットボトル」、「資源プラ」、「古紙・古布・雑がみ」、「有害ごみ」、「使用済小型家電」の分別区分を設け、中津市クリーンプラザにて焼却、破碎・選別等の中間処理や、再生事業者への売却等を行っています。また、焼却飛灰等は資源化を行い、処理残渣を中津市一般廃棄物埋立処分場にて最終処分を行っています。
- ごみ減量・資源化を推進するために、令和3年7月から「資源プラ（容器包装プラスチック）」の分別収集、令和4年9月から「ごみ袋有料化制度」の導入、令和5年4月から製品プラスチックの分別収集（「資源プラ」に追加）などの施策を実施してきました。
- 本市におけるごみ排出量は、令和2年度まで横ばいで推移してきましたが、令和3年度以降は減少傾向にあり、リサイクル率は「資源プラ」の分別を開始した令和3年度以降は25%～26%で推移しています。
- 本市の令和3年度の人1日あたりのごみ総排出量は953gであり、大分県平均（946g）や全国平均（890g）を上回っており、大分県や全国を上回っている状況が続いています。
- フードバンク活動の推進や、市報やホームページなどを通じて家庭での食品ロスを削減するための啓発を行っています。
- ごみの不法投棄を防止するため、パトロール等を実施しています。粗大ごみ等の不法投棄の件数は減少傾向にありますが、ポイ捨てなどのごみを捨てる不法行為が後を絶ちません。
- 中津市クリーンプラザは平成11年4月の稼働開始から25年経過しており、令和2～4年度に延命化のための基幹的設備改良工事を行い、令和15年度までの稼働予定となっています。

● 1人1日あたりのごみ排出量及びリサイクル率の推移 ●



出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）より作成



◆課題

- 地球環境・自然環境保全に向けた、ごみの排出量の更なる削減
- ごみ処理に伴う二酸化炭素の排出削減
- リサイクル率の向上
- 不法投棄の防止
- 中津市クリーンプラザの老朽化に伴う次期ごみ処理施設の整備

◆目標

《ごみの減量化とリサイクルの推進》

指標	基準値 (平成 29 年度)	現況値 (令和 4 年度)	数値 目標	指標・目標の考え方
1 人 1 日あたりの ごみの排出量	1,021 g/人・日	926 g/人・日	801 g/人・日	「中津市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計 画」(令和 3 年 7 月) における 2027 年度目 標
リサイクル率	18.9 %	26.2 %	35.5 %	

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- ごみの分別に関する情報提供を行い、ごみ分別の徹底を図ります。
- フードバンク活動の支援や、生ごみキエーロ等の普及促進、生ごみの減量に関する講習会や啓発などに取り組むことにより、食品ロスおよび家庭ごみの発生抑制に努めます。
- 事業所から排出されるごみの適正分別に関する周知啓発を行い、事業ごみの減量化を促進します。
- 「きれいなまち中津」をキャッチフレーズにした、ごみ拾い・清掃活動等の環を広げ、市民の 3R の意識向上を図ります。
- 次期ごみ処理施設については、持続可能な適正処理の確保、資源化の推進、災害対策の強化等の観点からごみ処理施設の規模や広域化、エネルギー回収などを検討します。

【市民の取り組み】

- 「資源プラ」や「雑がみ」などのごみの適正分別を徹底しましょう。
- すぐにごみになる不必要なものは、買わないようにしましょう。また、物を大切にし、壊れても修理して長く大切に使う工夫をしましょう。
- 買い物には、マイバッグやマイ容器などを持参して、包装用プラスチックなど、ごみの削減に努めましょう。
- フードバンク活動への参加や、買い物や調理に工夫をして食品ロスの削減に努めましょう。
- 水切りや堆肥化などにより生ごみの減量化に努めましょう。
- コンビニ等で提供されるスプーンやフォークは必要ない場合は断る、詰め替えできる商品を購入するなど、プラスチック製品の過剰な使用を抑制しましょう。
- エコマークやグリーンマークなど、環境に配慮した商品を買きましょう。
- バザー、フリーマーケットなどを積極的に活用しましょう。

【事業者の取り組み】

- 事業所から排出されるごみの量と種類を把握し、ごみの減量・リサイクルに努めましょう。
- 「事業ごみのリサイクル」セミナーなどを活用しましょう。
- 飲食店における3010運動の推奨や、小売業におけるフードバンク活用など、食品ロス削減に努めましょう。
- グリーン購入に努め、廃棄物は適正に処理しましょう。
- 買物袋（マイバッグ）持参運動や簡易包装・量り売りなどの推進に努めましょう。
- リユースしやすいように配慮した製品の製造や販売に努めましょう。
- 他業種間のネットワークをつくり、リサイクルを推進しましょう。

3. 生活環境の保全

現状と施策の方向性

3-1 大気・音環境の保全

【本市の現状】

本市では、毎年、大気測定及び自動車騒音測定が行われています。大気測定では、大陸からの汚染物質の影響を受ける、光化学オキシダントは、環境基準値を上回っています。自動車騒音測定では、一部、幹線道路沿いの住居が環境基準値を上回る騒音になっています。

【施策の方向性】

**大気環境への負荷低減に努めるとともに、騒音防止に努め、
健康な生活が営める大気・音環境を保全します。**

3-2 水環境の保全

【本市の現状】

山国川水系の河川の水質は比較的良好ですが、中津平野を流れる中小河川の水質は、改善傾向がみられるものの、依然として水質汚濁の指標であるBODは、環境基準値を上回っています。本市における汚水処理人口普及率は令和4年度末現在81.9%で、全国平均の92.9%よりも低い水準に留まっています。

【施策の方向性】

**家庭及び工場・事業場の汚濁発生源対策を進め、
河川・海の水環境を保全します。**

現状と施策の方向性

3-3 景観・文化財の保全

【本市の現状】

本市には、城下町の風情や、中津平野に広がる田園風景、耶馬溪に代表される固有の自然景観など、中津を特徴づける多様な景観が存在しています。これらの景観は、本市における文化的な生活の基盤であるとともに、重要な観光資源でもあります。

【施策の方向性】

中津を特徴づける景観の保全・創造に取り組みます。

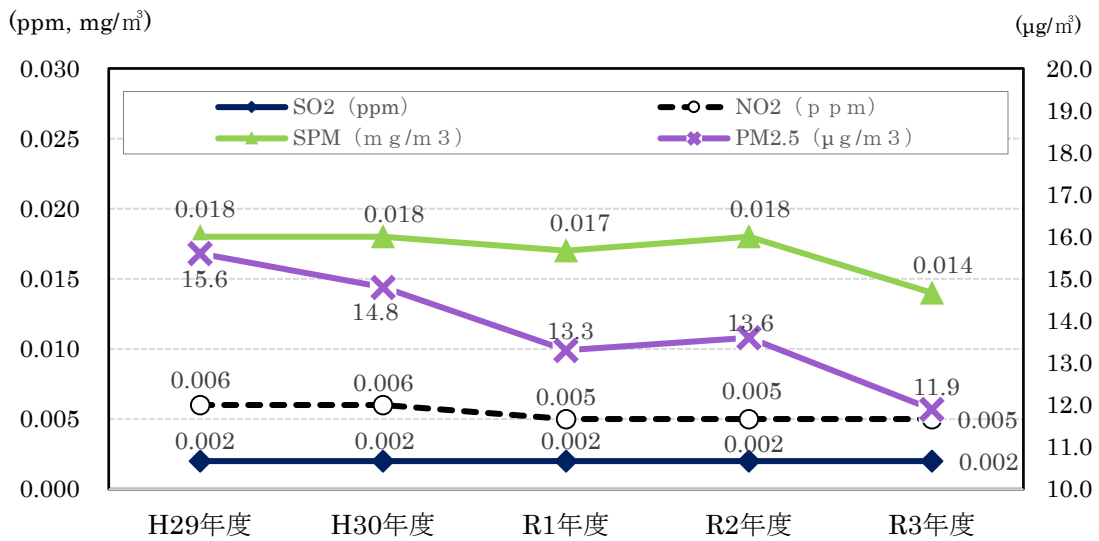
3. 生活環境の保全

3-1 大気・音環境の保全

◆現状

○ 本市では、中津総合庁舎測定局において大気測定が行われています。過去5年間の大気の測定結果によると、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、ダイオキシン類については、毎年、環境基準値よりも低い濃度です。光化学オキシダントについては、いずれの年も環境基準値を上回っています。また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、平成25年度以降調査が行われ、平成30年度以降は環境基準値を下回っています。

● 大気測定結果の推移 ●



出典：「大気環境調査報告書」（大分県）より作成

○ 市内の大気環境に関する過去3年間の苦情件数をみると、「騒音」については12～16件/年、「悪臭」については7～9件/年、「野焼き」については24～53件/年となっています。

○ 本市では、自動車騒音による住居への影響を調査しています。令和4年度の調査結果では、調査対象道路108区間中93区間において、昼間・夜間ともにすべての住居が騒音の環境基準値を下回っていました。一方、15区間の道路では昼間・夜間のいずれか、または昼間・夜間ともに環境基準値を上回った住居がありました。



国道213号（下池永付近）

◆課題

- 自動車・工場などの排出ガス対策・悪臭対策
- 自動車・工場などの騒音防止対策

◆目標

《健康な生活が営める大気・音環境の保全》



指標	基準値 (平成 29 年)	現況値 (令和 4 年)	数値目標	指標・目標の考え方
「空気のきれいさ」に関する満足度	67.0%	67.0%	75.0%	市民アンケートにおける「満足」+「やや満足」の合計割合
自動車騒音面的評価における環境基準達成率	67.4%	86.1%	70.0%	市実施の自動車騒音調査結果

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 市民や事業者に対して、エコドライブに関する普及啓発、EV（電気自動車）の導入促進を図り、自動車からの排出ガス削減を推進します。
- 工場などの事業所から発生する悪臭については、適宜、適切な指導を行い、悪臭の発生防止に努めます。
- 中津市クリーンプラザでのごみの焼却に際しては、大気汚染物質の発生を抑制するため、適正な運転に努めます。
- 国・県と連携し、市内における道路交通騒音の状況把握と監視体制の維持・強化に努めます。
- 工場などの事業所から発生する騒音については、法令に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。

【市民の取り組み】

- ごみの野外焼却は止めましょう。
- テレビや楽器、エアコンの音やペットの鳴き声などが騒音とならないよう、低騒音型機器の使用、建物の防音性能向上、控えめな音での機器使用等に努めましょう。
- 自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）など低周波音が発生する機器の設置にあたっては、近隣への影響を考慮し、設置場所や設置方法等を工夫しましょう。

【事業者の取り組み】

- 必要に応じて大気汚染防止設備を工場に導入し、適切に点検しましょう。
- 共同配送の実施に取り組みましょう。
- 悪臭の防止対策に努めましょう。
- 低騒音型機器の導入や防音壁・防音装置の設置に努めましょう。
- 店舗からの営業音声の遮音対策を実施しましょう。
- 深夜営業や早朝作業による近隣への影響の防止に努めましょう。

3. 生活環境の保全

3-2 水環境の保全

◆現状

- 山国川水系の河川や中津平野を流れる中小河川の水質は比較的良好ですが、水質汚濁の指標であるBODは、一部で環境基準値を上回っています。
- 本市における汚水処理人口普及率は令和4年度末現在81.9%で、全国平均の92.9%よりも低い水準に留まっています。
- 森林や湿地、水田、干潟と、そこにすむ生き物は水質を浄化する上で重要な役割を担っています。
- 山国川水系には耶馬溪ダムや平成大堰などの堰が造られ、取水されています。取水された水は市内で利用されるとともに、北九州市などでも利用されています。

● 水質改善の働きがある中津市の生物 ●



コメツキガニ



ハクセンシオマネキ

◆課題

- 中津平野を流れる中小河川の水質改善
- 下水道整備と合併処理浄化槽の普及促進
- 山国川水系における流量の維持・回復

◆目標

《豊かな川と海の恵みをもたらす水環境の保全》

指標	基準値 (平成28年度)	現況値 (令和4年度)	数値目標	指標・目標の考え方
汚水処理人口普及率	71.9%	81.9%	88.2%	「中津市汚水処理施設整備構想2015」における2028年度目標値



◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 河川や海域、地下水などにおける水質調査を継続して実施するとともに、調査結果を分析し、適宜、保全対策を講じていきます。
- 下水道の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽の普及促進、維持管理の啓発に努めます。
- 家庭で実践できる生活排水対策の啓発に努めます。
- 水質保全に関わる様々な情報について、市民・事業者への提供に努めます。

【市民の取り組み】

- 公共下水道や農業集落排水の整備地域では、速やかに排水設備を下水道に接続しましょう。
- 公共下水道や農業集落排水の整備地域外では、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理に努めましょう。
- 米のとぎ汁の有効利用や油を流さない工夫、洗剤の適正利用など、家庭でできる生活排水対策を実践しましょう。

【事業者の取り組み】

- 工場・その他事業所の排水は適正に処理し、処理施設の維持管理に努めましょう。
- 農業における施肥や農薬散布の適正化、家畜の排泄物処理の適正化に努めましょう。
- 地下水汚染が確認された場合、市の関連組織に指導を仰ぐなど、適切な対応に努めましょう。
- 開発工事等の土地の改変に際しては、土砂の流出を防止するよう努めましょう。
- 雨水タンクを設置するなどし、雨水の有効利用に努めましょう。



山国川（耶馬溪橋付近）



山国川の平成大堰

3. 生活環境の保全

3-3 景観・文化財の保全

◆現状

- 本市は平成18年に景観法に基づく景観行政団体となり、良好な景観形成に向けた取り組みを推進しています。平成22年には、本市は「中津市景観計画」を策定（平成26年改正）し、市内各地域の特性にあった景観の形成、維持、保存を推進するための景観形成方針や景観形成基準を定めています。
- 市域の中・南部の大部分は耶馬日田英彦山国定公園の指定地域で、優れた自然景観を保護するため、各種の行為が規制されています。
- 景観形成活動として、海岸漂着物の清掃、幹線道路や河川堤防における眺望確保のための植栽管理が実施されています。また、市では観光ルート沿いの修景を行っています。
- 市内には8件の国指定重要文化財、2件の国指定史跡、1件の国指定名勝、3件の国指定天然記念物、29件の国指定登録有形文化財、2件の国指定選択無形民俗文化財のほか、県指定の文化財が47件、市指定の文化財が142件あり、埋蔵文化財包蔵地として336か所が登録されています。
- 荒廃農地の増加などによる農村景観の変化、空き家の増加による城下町の景観の変化など、社会状況の変化による景観への影響が懸念されます。

◆課題

- 中津市景観計画の推進
- 本市景観行政と国定公園管理行政との連携
- 屋外広告物の景観への配慮
- 景観行政における生物多様性への配慮
- 適正な文化財保護



旧城下町の街並み



青の洞門

(提供元：一般社団法人 中津耶馬溪観光協会)



◆目標

《文化的な生活の基盤としての景観の保全・創造》

指標	基準値 (平成 29 年)	現況値 (令和 4 年)	数値目標	指標・目標の考え方
「まち並みの美しさ」 に関する満足度	39.0%	40.6%	50.0%	市民アンケートにおける 「満足」+「やや満足」 の合計割合

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 「中津市景観計画」に基づき、市内各地域の特性にあった景観の形成、維持、保存を推進するとともに、同計画の景観形成方針や景観形成基準に沿った景観形成に努めます。
- 国定公園指定地域では、国定公園の管理者である県と連携し、実効性の高い景観に関する取り組みを推進します。
- 人口減少や少子高齢化といった社会状況の変化を踏まえつつ、地域住民や市民団体などと連携しながら、農村景観や旧城下町の景観の保全に資する各種施策に取り組みます。
- 海岸などにおける清掃活動、幹線道路や河川における植栽管理、観光ルート沿いの修景など、市と市民が一体となって景観形成活動に努めます。
- 地域に残る歴史的・文化的遺産の保存・修復に努めるとともに、未指定文化財については、調査とその結果に基づく指定、適正な管理及び保護と周知に取り組みます。

【市民の取り組み】

- 家屋などの新築・改築に際しては、「中津市景観計画」の景観形成方針や景観形成基準に従いましょう。また、遺跡、名勝、国定公園に該当しないか確認しましょう。
- 家屋の周辺などでは、景観に配慮した緑化に努めましょう。
- 海岸や河川などでの清掃活動に参加しましょう。

【事業者の取り組み】

- 屋外広告物の設置や、建築物などの新築・改築に際しては、「中津市景観計画」の景観形成方針や景観形成基準に従い、まちなみの景観に配慮しましょう。
- 各事業所敷地では、景観に配慮した緑化に努めましょう。

4. 環境保全のための人・組織づくりの推進

現状と施策の方向性

4-1 環境学習の推進

【本市の現状】

本市では、自然観察や、放流体験など NPO 法人による多様な環境学習が行われており、小学生をはじめ、多くの市民が参加しています。

その一方、環境に関する意識・行動等調査によると、「市民の環境意識の高さ」については、不満と回答した割合が満足と回答した割合を上回っており、環境意識の向上を課題と考える市民が多くいます。

【施策の方向性】

環境意識の向上を図り、環境保全に取り組む人づくりを行います。

4-2 環境保全活動の推進

【本市の現状】

本市では、地域における清掃活動から、自然保護活動、3Rの推進、地球温暖化対策まで、様々な環境問題に対して環境保全活動を推進しています。また、NPO 法人等においても、地域の美化活動や景観活動に取り組んでいます。

その一方、環境に関する意識・行動等調査によると、「環境保全活動への参加のしやすさ」の満足度は、令和4年のアンケート調査で16.0%と低くなっており、環境保全活動における市民の参加を促す取組が重要です。

【施策の方向性】

環境保全に関する各団体の取組を支援し、地域の環境保全活動を活性化します。

市内の環境保全活動の紹介

○ 中津市きれまち隊サポート事業

市では、市民グループによる公共の場所（道路、公園、河川、水路その他公共の場所）におけるボランティアごみ拾い活動を支援しています。「中津市きれまち隊サポート事業」では、専用ごみ袋や万歩計の支給を行うとともに、年間の活動が優秀な団体には表彰を行い、活動内容を広報させていただいています。



自主防犯パトロール隊



中津市立豊陽中学校

○ ビーチクリーン

NPO 法人水辺に遊ぶ会が主催するビーチクリーンは、たくさんの生物が生息する海岸の干潟をきれいにすることを目的に実施されています。年間に4回（大新田海岸3回、三百間海岸1回）行われており、多くの参加者が約1時間作業を行い、ごみを回収しています。



大新田海岸ビーチクリーン（令和4年12月18日）

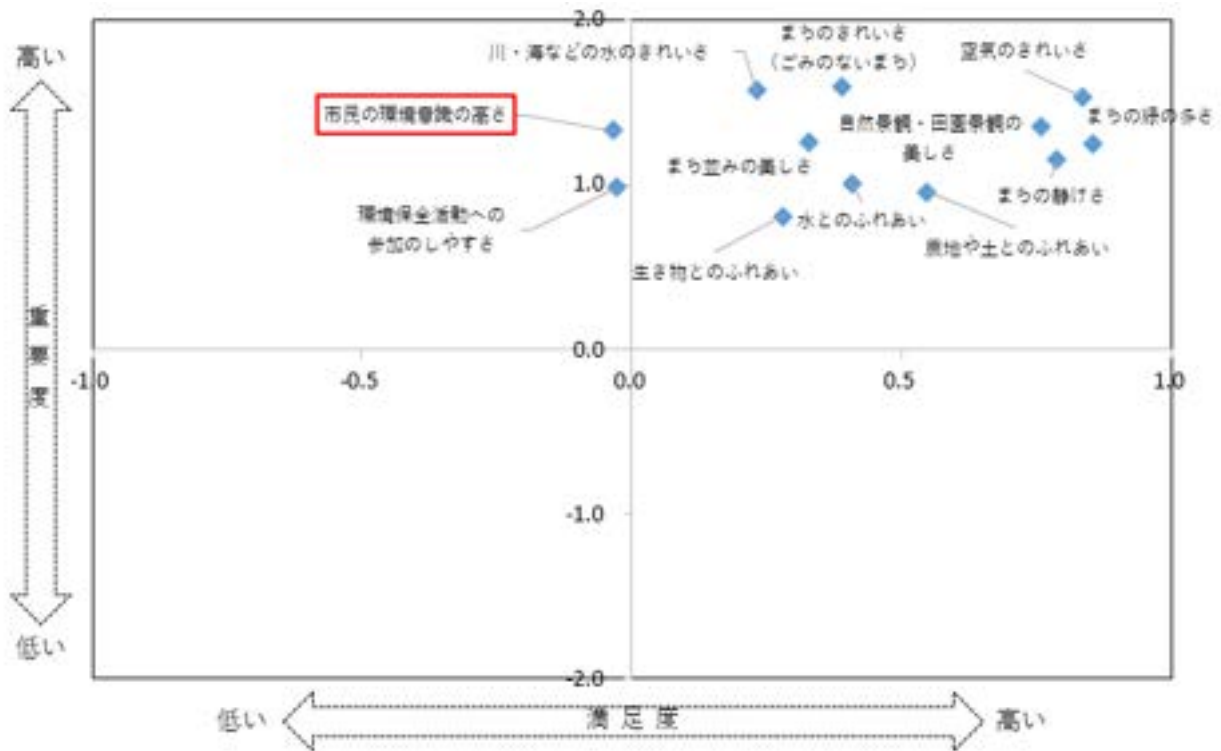
4. 環境保全のための人・組織づくりの推進

4-1 環境学習の推進

◆現状

- 市内では、山国川漁業協同組合主催のあゆなどの放流体験、中津地球温暖化対策協議会による学習会、NPO 法人水辺に遊ぶ会主催の「干潟観察会」や、野依地域で行われる「ベッコウトンボ観察会」、NPO 法人アースデイ中津主催のイベント「アースデイ中津」、中津ふれあい市民の会によるホタルの保全活動など、多様な環境学習が行われています。
- 市内には、県が委嘱した大分県環境教育アドバイザーと、環境省が登録している環境カウンセラーなどが、それぞれの専門分野を活かして、環境学習の推進に取り組んでいます。
- 一方、環境に関する意識・行動等調査によると、「市民の環境意識の高さ」については、不満と回答した割合が満足と回答した割合を上回っています。

● 中津市における環境の満足度と重要度の関係 ●



備考：各項目の満足度及び重要度の関係を把握するため、選択肢に点数を付け、選択肢の回答数と点数から各項目の加重平均を求め、散布図に示したものです。

◆課題

- 環境意識を高め、主体的に行動することができる人づくり
- 家庭、学校、地域、職場等における環境学習の推進
- 環境学習指導者の活動の活性化



◆目標

《環境保全のための人づくり》

指標	基準値 (平成 29 年)	現況値 (令和 4 年)	数値目標	指標・目標の考え方
環境教育アドバイザー 派遣数	—	41 回	60 回/年	
環境講座開催回数	—	8 回	15 回/年	市が実施する 環境講座の回数
環境標語・ポスター・ 工作コンクール参加者数	935 名	504 名	700 名	市が実施する コンクールの参加者

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 環境問題に関する国際動向等を踏まえ、広い視野で環境について考えることのできる人づくりを目指し、環境教育アドバイザーの派遣事業など、市民の環境意識の向上に役立つ情報や機会の提供に努めます。
- 各教科、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて環境学習の推進に努めるとともに、家庭や地域と連携し、児童の各発達段階に応じた体験的な環境学習の実践や環境に対する意識の高揚に努めます。

【市民の取り組み】

- 環境に関する講習会、講演会、自然観察会、川とふれあう活動等などに、自発的・積極的に参加しましょう。
- 学校や地域での環境学習に関する理解を深め、家庭でも環境について話し合う場を持つようにしましょう。

【事業者の取り組み】

- 従業員等に対する研修制度に環境学習を取り入れましょう。
- 事業者が有する環境保全技術の紹介や人材の派遣、環境学習の場として施設の公開など、地域の環境学習の推進に協力しましょう。

4. 環境保全のための人・組織づくりの推進

4-2 環境保全活動の推進

◆現状

- 本市では、地域における清掃活動から、自然保護活動、3Rの推進、地球温暖化対策まで、様々な環境問題に対して環境保全活動を推進しています。
- 市内では、山国川漁業協同組合主催の河川清掃活動、NPO法人水辺に遊ぶ会主催のビーチクリーン活動を年間4回（大新田海岸と三百間海岸）、NPO法人アースデイ中津による啓発イベントの開催、中津商工会議所主催の市内観光ルート清掃活動、NPO法人耶馬溪の自然と景観を守る会主催の「山国川クリーンアップ大作戦」などの環境保全活動が行われています。
- みどりの少年団の活動や、水辺に遊ぶ会の活動など、子どもたちの環境保全活動や環境学習を推進しています。
- 山国川の水を水道水として利用している本市と3市5町は、毎年、耶馬溪支所管内で「耶馬の森林植樹の集い」の催事を行っています。
- 平成30年より、市民グループによるボランティアごみ拾い活動を支援する「中津市きれまち隊サポート事業」を行っており、令和5年9月末現在112団体（1,732名）が活動を行っています。
- 一方、環境に関する意識・行動等調査によると、「環境保全活動への参加のしやすさ」の満足度は、「満足」や「やや満足」と答えた人が16%と低くなっています。

● 市内で行われている環境保全活動 ●



中津市きれまち隊 活動写真



大新田海岸松葉かき
(提供元：NPO法人水辺に遊ぶ会)

◆課題

- 環境保全活動に参加しやすい組織づくり
- 環境保全団体の活動の活性化



◆目標

《環境保全活動の活性化》

指標	基準値 (平成 29 年)	現況値 (令和 4 年)	数値目標	指標・目標の考え方
清掃活動参加人数	1,265 人	635 人	2,000 人	各団体が開催する活動の参加人数の合計
「環境保全活動への参加のしやすさ」に関する満足度	16.8%	16.0%	50.0%	市民アンケートにおける「満足」+「やや満足」の合計割合
「中津市きれまち隊」登録団体数	—	105 団体	150 団体	—

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 環境に対する意識の向上に努めるとともに、自主的・積極的に環境保全活動に参加する風土の醸成を図ります。
- 環境保全団体に関する情報発信や、環境保全団体との交流の場の創出を行い、環境保全団体の活動に対する関心の高揚を図ります。
- エコアクション21等の環境マネジメントシステムに関する情報提供や普及啓発など、事業者の自主的な環境保全活動を支援します。

【市民の取り組み】

- 地域の環境保全活動や環境イベント等に、自主的・積極的に参加しましょう。
- 環境保全団体は、他の団体との連携を促進し、活動の活性化に努めましょう。

【事業者の取り組み】

- 地域の環境保全活動や環境イベント等に、自主的・積極的に参加しましょう。
- ボランティア休暇制度など、従業員の環境保全活動参加を支援する体制を整備しましょう。

第4章 重点プロジェクト

1. 山～川～海のつながり再生プロジェクト
2. 環境学習推進プロジェクト
3. 2050年脱炭素社会実現に向けた施策推進プロジェクト
4. 環境会計導入プロジェクト



魔林峡

第4章 重点プロジェクト

「第3章 基本施策」では、本市が目指す環境像を実現するための市民・事業者・行政（市）の基本的な取り組みを示しました。これらの取り組みのうち、特に社会的・地域的な必要性が高く、重点的に取り組むものについては、「重点プロジェクト」と位置づけます。これにより、本計画の実効性を確保するとともに、計画全体の牽引を図ります。

各重点プロジェクトについては、SDGs の考え方を踏まえ、環境の保全が社会・経済の持続可能性を高めること、あるいは、環境施策の実施によって社会・経済の側面においても利益を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、といった視点から、各取組内容を検討しました。

本市では、重点プロジェクトとして以下のプロジェクトを掲げています。

● 各重点プロジェクトの概要と関連する SDGs の目標 ●

各重点プロジェクトの概要	関連する SDGs の目標
<p>1. 山～川～海のつながり再生プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川を通じたごみの流出の抑制 ○ 生き物の移動に配慮した川づくり ○ 流域レベルでの総合的な土砂管理の推進 	
<p>2. 環境学習推進プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境学習に関する情報の共有 ○ 環境講座の開催 	
<p>3. 2050年脱炭素社会実現に向けた施策推進プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した事業実施 ○ 公用車へのEV導入 ○ 脱炭素社会推進基金の創設 	
<p>4. 環境会計導入プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施策・事業の経済的・社会的評価を行う仕組（環境会計）の構築 ○ 環境会計による計画の進行管理 	

1. 山～川～海のつながり再生プロジェクト

◆背景と目的

かつて中津市沖では、アサリやベタ（シタビラメ類）、シャコ、ガザミなどの漁業が盛んで、例えばアサリの水揚げは、昭和60（1985）年、61（1986）年には全国一を誇っていました。しかしながら近年では、アサリを中心に水揚げ量が激減しています。

原因としては、地球温暖化など様々な環境の変化が複合的に影響しているものと考えられていますが、中津干潟の物理的な環境の変化も大きな要因と考えられています。すなわち、干潟の地盤高が低下したり、砂が減って泥が増えたりするなどの物理的な環境変化により、砂質の干潟を好むアサリなどの生き物への影響があるのではないかとされています。これらの原因としては、中津干潟への主要な土砂供給源である山国川にダムや堰が建設されて土砂が捕捉され、土砂（特に粒径の大きな砂礫）の供給量が減少したことや、港の防波堤などの海岸構造物の建設によって潮流が変化し、沿岸域の土砂が干潟に運ばれにくくなってきていることなどが指摘されています。

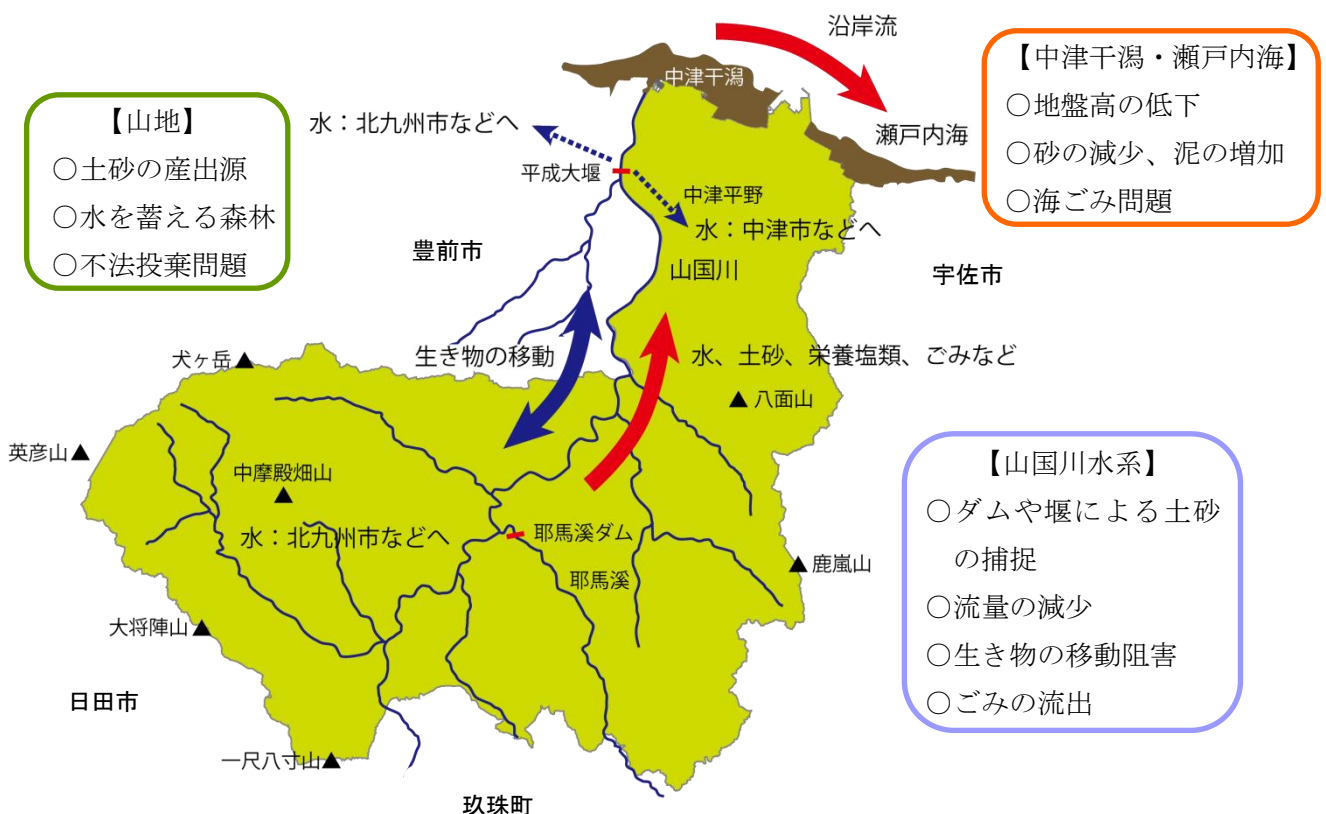
この他、ダムや堰による影響としては、河床材料の粗粒化や河床低下、生き物の移動阻害などがあります。

また、山国川では、降水量の変動による、河川流量の変動や沿岸での塩分濃度変動、それによる生き物への影響などが指摘されています。

このような状況を改善し、山～川～海のつながりを再生することにより、かつての豊かな海と様々な生き物が行き来する川を取り戻すこと、これを本プロジェクトの目的とします。

● 山～川～海のつながり概念図 ●

地球温暖化による海水温上昇、生息する生き物の変化





◆取組内容

● 河川を通じたごみの流出の抑制

川やその周辺に捨てられたごみは、川によって海まで流され、海岸漂着ごみや海底堆積ごみになります。さらに、海に流れ出したプラスチックごみは劣化して細くなり、海の中を漂いながら生き物に取り込まれるため、生き物に及ぼす影響が懸念されています。

このような状況に歯止めをかけるため、国の第五次環境基本計画では、使い捨てのプラスチック容器包装等のリデュース、使用後の分別意識向上、リサイクル、不法投棄防止を含めた適正な処分の確保等について、普及啓発を含めて総合的に推進するとしています。

本市においても、河川と海域の環境を改善するため、河川や海域への不法投棄を減らす対策を進め、捨てられたごみの回収を市民とともに実施します。また、プラスチックごみによる生き物への影響に関する普及啓発を進めるとともに、国の動向に注視し、プラスチックごみの排出抑制の取り組みを推進します。

● 生き物の移動に配慮した川づくり

山国川水系には、川と海の間を行き来するウナギやアユ、産卵のために川から用水路や水田などに移動するナマズやドジョウなどが生息しています。これらの生き物を保全するために、移動を阻害する可能性のある堰などの構造物について、できるだけ様々な生き物が行き来できるように配慮された魚道を設置するなど、生き物の移動に配慮した川づくり、水路づくりに努めます。そのために河川の管理主体や利用者、市民団体等との連携を推進します。

● 流域レベルでの総合的な土砂管理の推進－中津干潟と漁業再生のために－

中津干潟での地盤高低下や底質の細粒化（砂の減少、泥の増加）の進行を防止し、かつての状態を取り戻すため、山国川流域の総合的な土砂管理体制の構築を検討します。「総合的な土砂管理」とは、山地から海岸まで土砂が移動する場全体を「流砂系」という概念で捉え、山地から海までの土砂移動を総合的に把握し、土砂移動に関する問題に対して必要な対策を講じることを指します。例えば、砂防堰堤やダム、堰によって土砂が捕捉されますが、これらから安全に土砂を流下させたり、あるいは捕捉された土砂を掘削して海まで運んだりすることにより、海岸や干潟に適切な量の土砂を供給し、流域と沿岸域の流砂系を健全化することを目指します。

そのためにまず、山地、河川、海岸などの各管理者、海域や河川の利用者である市民・漁業者・市民団体などの関係者が、連携して「流砂系の健全化」という目標を達成するための仕組みを構築します。具体的には、各管理者・利用者が同じ土俵に立ち、土砂問題を共有し、問題解決のための施策を議論するとともに合意形成を図るための場を新たに作り出します。

2. 環境学習推進プロジェクト

◆背景と目的

市内では、NPO 法人水辺に遊ぶ会主催の「干潟観察会」、野依地区で行われる「ベッコウトンゴ観察会」、NPO 法人アースデイ中津主催のイベント「アースデイ中津」、山国川漁業協同組合主催のあゆなどの放流体験、中津地球温暖化対策協議会による学習会、中津ふれあい市民の会によるホタルの保全活動など、多様な環境学習が行われています。

環境に関する意識・行動等調査（H29 アンケート調査）によると、「大人にも子どもにも、環境保全について理解を深めるための環境教育や環境学習は重要である。」の問いに対し、約 93%の市民が「大変そう思う」または、「ややそう思う」と回答しており、環境保全を進めるうえで、環境学習が非常に重要であると認識されています。

その一方で、令和 4 年度に実施したアンケート調査によると、「市民の環境意識の高さ」については、不満と回答した割合が満足と回答した割合を上回っています。

このような状況を踏まえ、本プロジェクトでは、大人と子どもを対象とした環境学習の推進を図り、環境意識の高い中津を実現することを目的とします。

◆取組内容



● 環境学習に関する情報の共有

市内で実施されている環境学習の情報収集を行うとともに、環境学習の情報や各種募集情報等について、市のホームページ等で分かりやすく情報発信します。

NPO 等、環境講座の実施主体に対し、環境講座を開催する場を提供するとともに、実施する環境講座に関する情報を発信します。

● 環境講座の開催

学校等に講師を派遣し、生徒・児童を対象とした、ごみ・リサイクルミニ集会や環境学習などの出前講座を実施します。

地区公民館等において、環境イベントや学習会を開催するなど、各地域に即した環境教育・環境学習の取組を実施します。

NPO 等、環境講座を実施する団体について実施する環境講座などに関する情報を発信します。

3. 2050年脱炭素社会実現に向けた施策推進プロジェクト

◆背景と目的

環境に関する意識・行動等調査によると、関心のある環境問題として「地球温暖化」を回答した市民は約69%でした。次に回答が多かった環境問題は「川や海の水の汚れ」で約53%であったことから、地球温暖化に対する関心が非常に高いことが分かります。

現在、日本を含む全世界で温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組みが求められています。地球温暖化は、地球規模の環境問題ですが、温暖化の原因である二酸化炭素は、私たちの日々の生活、事業活動に伴い排出されています。特に本市では、産業部門（主に製造業）からの二酸化炭素排出量は、全体の約89%を占めており、産業部門の二酸化炭素排出量の削減が重要です。

本市が持続的に発展していくには、二酸化炭素の排出が少ない再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、省エネルギーによる効率的なエネルギー利用を進めることで、エネルギー利用のグリーン化を行う必要があります。

市では、第五次中津市総合計画に2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを明記し、ゼロカーボンシティの表明を行うなど、地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会に向けた取組みを推進しています。このため、本プロジェクトでは、再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、事業活動における省エネを促進することで、持続可能な脱炭素社会を実現することを目的とします。

◆取組内容



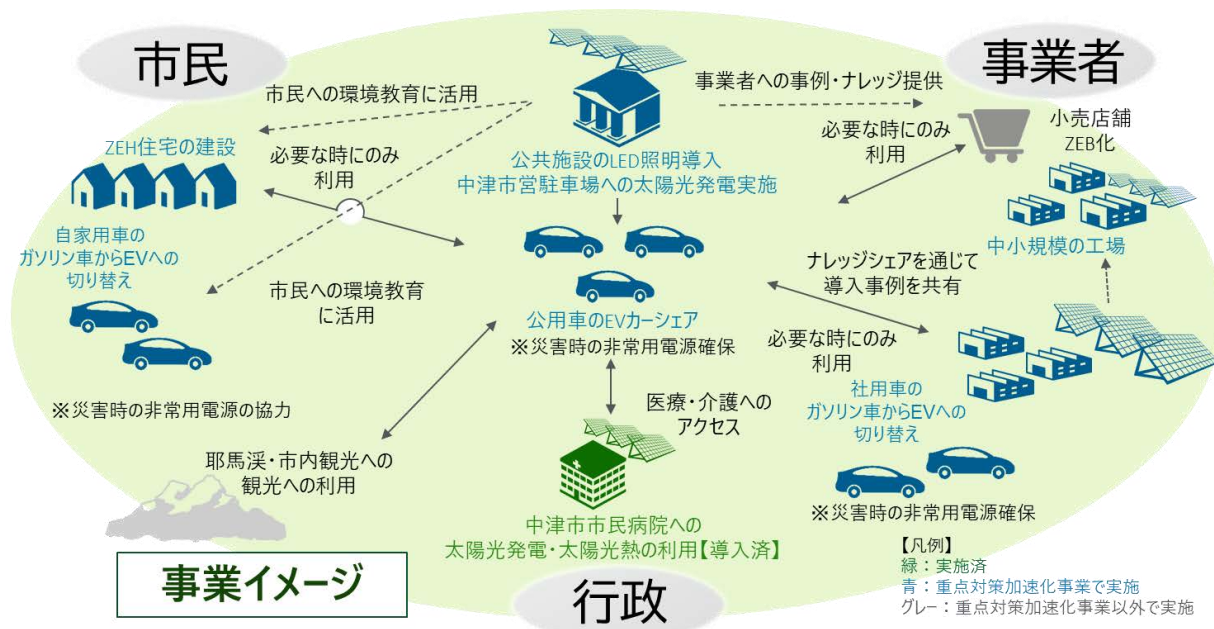
● 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した事業実施

環境省は地域の脱炭素を推進するために、令和4年度に「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を創設し、意欲的な脱炭素の取組みを行う地方公共団体に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援しています。市では、令和4年度に本交付金を活用するために必要な事業計画を策定し、環境省から選定されました。

今後、この事業計画をもとに2050年脱炭素社会実現に繋がる地球温暖化対策を推進します。

【 事業計画の概要 】

事業計画名	中津市 2050 年脱炭素社会実現に向けた重点対策加速化事業計画
計画期間	令和 5 年度～令和 9 年度
2030 年までに目指す地域脱炭素の姿	2050 年脱炭素社会実現に向け、2030 年までに再エネ設備の導入や省エネ化、ZEB・ZEHの建築、モビリティの電化が標準となることを目指します。
総事業費	約 850,000 千円
交付金額	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業） 約 520,000 千円
温室効果ガス排出量の削減目標	63,925t-CO2
再生可能エネルギー導入目標	5,247kw
事業内容	①太陽光発電設備・蓄電池の導入促進（市民・事業者） ②公共施設LED照明化の推進（行政） ③EV自動車の普及促進（市民・事業者） ④一般住宅のZEHの推進（市民） ⑤公用車カーシェア事業（行政）



● 公用車へのEV導入

次世代自動車の普及をより一層拡大していくために、公用車へのEVなどの電動車の導入を推進します。市が率先して次世代自動車を導入することで、市民や事業者の利用を促進します。なお、導入にあたっては、公用車の使用用途や地方債の活用などを含めて検討します。

● 脱炭素社会推進基金の創設

2050年脱炭素社会実現に向けて重点店対策加速化事業等を計画的かつ効率的に行うために、令和5年度に「脱炭素社会推進基金」を創設しました。重点対策加速化事業の実施に必要な財源を確保するとともに、今後の脱炭素社会の実現に向けた取組みに活用していきます。

4. 環境会計導入プロジェクト

◆背景と目的

本計画では、SDGs の考えに基づき、環境施策の実施により、社会面・経済面に良好な波及効果を及ぼすことを目的にしており、今後、本市では、環境面・経済面・社会面の3側面に配慮した事業を計画的に実施していく必要があります。

このため、本プロジェクトでは、本計画の進捗管理ツールとして、各課が実施する事業を環境面・経済面・社会面から評価する環境会計の導入を検討します。



◆取組内容

● 施策・事業の経済的・社会的評価を行う仕組（環境会計）の構築

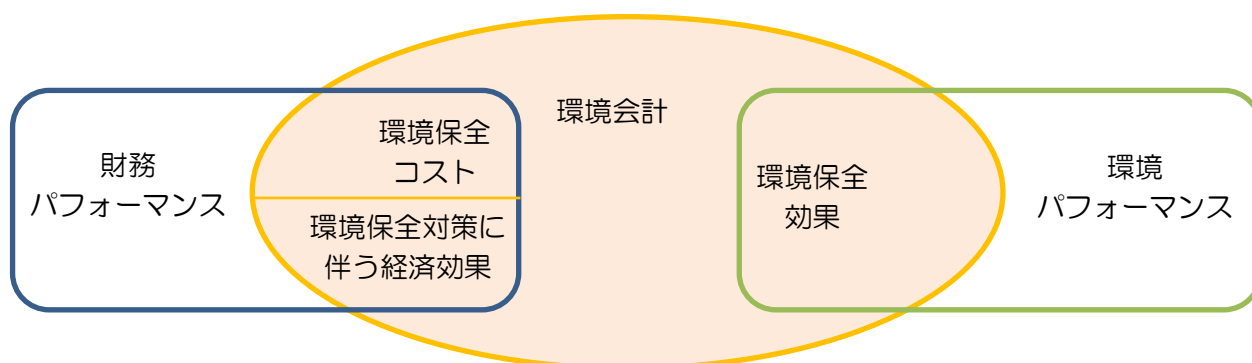
国による「環境会計ガイドライン」の改定を踏まえ、本市に適した環境会計の構築を行います。

● 環境会計による計画の進行管理

環境会計の構築後は、本計画の進行管理ツールとして、施策・事業の成果を評価するツールとして活用します。

【環境会計とは】

環境会計とは、事業活動における環境保全のためのコストと、その活動によって得られた効果を貨幣単位（経済効果）や物量単位（環境保全効果）によって定量的に把握し、分析する会計手法です。施策・事業について、その投資効果や費用対効果を知ることができるため、効率的で効果的な環境投資を行い、より環境に配慮した事業展開を図っていくことができます。



第5章 環境配慮指針

1. 環境配慮指針について
2. 中津本庁管内
3. 三光支所管内
4. 本耶馬溪支所管内
5. 耶馬溪支所管内
6. 山国支所管内



八面山から望む夕日

1. 環境配慮指針について

本計画で取組む環境要素は多岐にわたり、「目指す環境像」の実現には前章までに述べてきた基本施策等が市全体に浸透し、一体的に推進されることが求められます。

しかし、環境資源の改善・保存・活用を中心的に担うのは、多くの場合、その資源が存在する地域住民です。また、旧下毛郡地域においてそうした地域を支援する窓口は各支所単位となることから、環境施策の実施主体と行政との連携を深めるとともに、地域の特性に配慮した活動を推進していくため、主な環境資源や必要な配慮についての指針を支所管内ごとに示すものです。

これは、地域の環境が損なわれている場合には、その改善を目指し、良好な環境資源が存在する場合には、その適切な保全や活用に際しての配慮の指針を示すもので、地域環境保全のための施策を展開する際の基本となるとともに、市民や事業者に環境配慮を促す際の基本的な考え方を示す役割も担っています。

環境等に関する概況は下表のとおりで、管内区分図は61ページに示すとおりです。

● 環境等に関する概況 ●

(令和4年度末時点)

	中津本庁管内	三光支所管内	本耶馬溪支所管内
人口(人)	70,271	4,936	2,452
人口密度(人/km ²)	1,264	107	29
高齢化率(%)	28.0	36.3	49.6
汚水処理人口普及率(%)	82.0	98.8	63.1
主な自然資源	中津干潟 中津平野のため池群 ベッコウトンボ生息地 御澄池のハンノキ林	八面山 田口のイチイガシ林 長谷寺境内林 鮎帰りの滝	本耶馬溪、競秀峰 高平のイワシデ林 鹿嵐山の自然林 洞鳴瀑布
主な文化的景観資源	薦神社 福澤論吉旧居 筑紫亭	箭山神社 長谷寺 臼木古墳群	青の洞門 羅漢寺・古羅漢 耶馬溪橋

2

	耶馬溪支所管内	山国支所管内
人口(人)	3,197	1,961
人口密度(人/km ²)	17	16
高齢化率(%)	52.6	55.4
汚水処理人口普及率(%)	73.1	75.1
主な自然資源	深耶馬溪 一目八景 裏耶馬溪 中摩殿畑山のブナ林	奥耶馬溪 猿飛千壺峡、魔林峡 英彦山・犬ヶ岳の自然林 中摩殿畑山のブナ林
主な文化的景観資源	平田集落 馬溪橋 長岩城址	神尾家住宅 念仏橋 一ツ戸洞門

高齢化率：65歳以上人口の割合

汚水処理人口普及率：生活排水処理人口（公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽）/計画処理区域内人口×100

● 管内区分図 ●



2. 中津本庁管内

◆環境の現状と課題

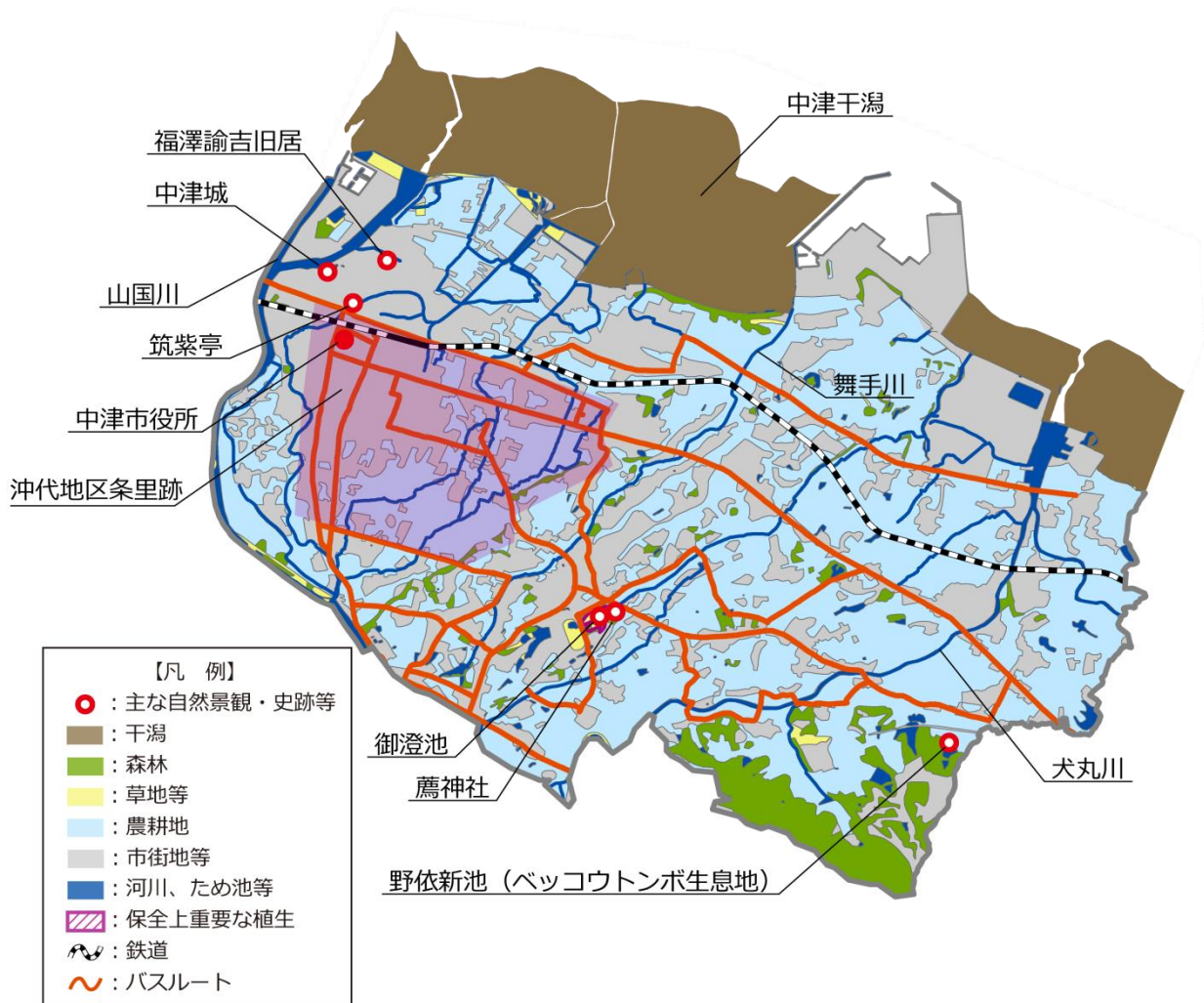
中津本庁管内は、中津藩の城下町として発展した地域であり、中津城を中心とした町割りが残るなど、城下町の風情を残しています。また、本地域では、生活環境の整備により住宅の開発が進んでいますが、農耕地も残されており、北西部には田園風景が広がっています。

本管内の北東部に広がる中津干潟には、絶滅危惧種のズグロカモメが越冬し、春秋の渡りの時期には多くのシギやチドリがやってきます。また、生きた化石といわれるカブトガニや、絶滅が心配されるアオギス、ナメクジウオなどの生息地となっています。

本管内の污水处理人口普及率（82.0%）は、本市内では比較的高いものの、全国（令和4年度：92.9%）、大分県（令和4年度：81.8%）に比べると低い状況です。

本管内では、歴史・文化・生活・自然といった景観を構成する要素の調和を図ること、中津干潟をはじめとする貴重な野生生物の生育・生息環境を保全すること、污水处理人口普及率（82.0%）のさらなる向上といった、環境に関する課題がみられます。

● 中津本庁管内の環境概要図 ●



◆目標

歴史環境・生活環境・自然環境の調和

◆環境配慮指針

【基本目標1：自然共生社会の構築】

- 中津干潟を保全します。
- 中津平野のため池群、ベッコウトンボ生息地、御澄池のハンノキ林などの重要な自然資源を保全します。

【基本目標2：脱炭素社会・循環型社会の構築】

- 施設屋上を利用した太陽光発電設備の設置など、都市部に適した再生可能エネルギーの利用に努めます。
- 家庭・事業所における省エネ活動を促進します。
- 家庭ごみ・事業ごみの排出抑制に努めます。

【基本目標3：生活環境の保全】

- 合併処理浄化槽等の普及を促進し、汚水処理人口普及率を向上させます。
- 国道10号などの幹線道路沿いの自動車騒音抑制対策を推進します。
- 歴史的景観・文化的景観・生活景観・自然景観の調和に努めます。

【基本目標4：環境保全のための人・組織づくりの推進】

- 地域住民や市民団体との協働による市街地の美化活動を推進します。
- 地域住民や市民団体と山間地域の交流の機会創出に努めます。
- 中津干潟などの自然環境を活用した環境学習を推進します。



中津干潟



中津市総合体育館の太陽光発電

3. 三光支所管内

◆環境の現状と課題

三光支所管内では、八面山や田口のイチイガシ林といった自然環境と中津本庁管内の間に農耕地が広がり、そこで、米・麦・大豆の生産が行われています。また、地域内には、農業用水や生物の生育・生息の場として重要なため池が点在しています。

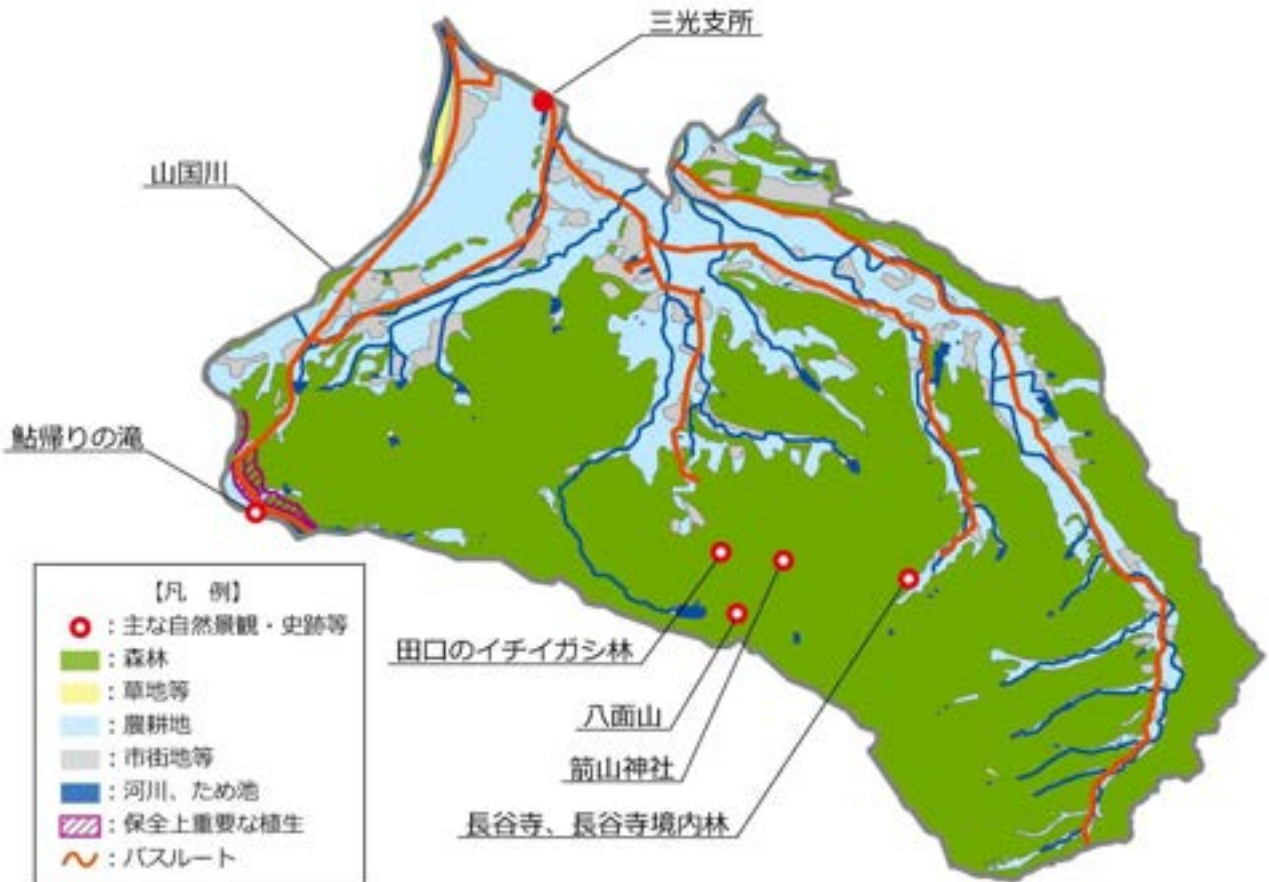
このような、原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、草原などで構成される地域を里地里山と呼びます。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。

水環境については、本管内の汚水処理人口普及率は98.8%と本市内で最も高い状況です。

本管内の環境は、農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきたものですが、今後、過疎化や高齢化などにより人の働きかけが減少すると、景観の荒廃や里山特有の生物の消失など、生物多様性の劣化が進行するおそれがあります。

このため、本管内では、食料供給や生物の生育・生息の場としての機能、また、里地里山特有の景観をいかに保全するかが課題です。

● 三光支所管内の環境概要図 ●



◆目標

里地里山の保全活用

◆環境配慮指針

【基本目標1：自然共生社会の構築】

- 里地里山の役割・重要性の周知に努めます。
- 草地、ため池、人工林の適正な管理を支援します。
- 外来生物の防除（新たな侵入の防止、既に侵入している外来種の駆除）に努めます。
- 荒廃農地の増加防止と復田に努めます。
- シカやイノシシなどの野生鳥獣の適正管理に努めます。

【基本目標2：脱炭素社会・循環型社会の構築】

- 自然環境や地域景観に配慮した再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 道路わきのポイ捨て防止、山林への不法投棄防止に取り組みます。

【基本目標3：生活環境の保全】

- 荒廃農地の増加などによる農村景観の悪化防止に努めます。
- 施設建設・土地開発の際は、里地里山の景観に配慮するよう誘導します。
- 河川の水質改善に努めます。

【基本目標4：環境保全のための人・組織づくりの推進】

- 農業体験など、里地里山の自然を活用した自然体験を推進します。
- 里地里山の管理の担い手確保に努めます。
- 三光コスモス祭りなど、住民の自主的な環境保全活動を支援します。



麦畑



八面山からの眺望

4. 本耶馬溪支所管内

◆環境の現状と課題

本耶馬溪支所管内の北部には山国川が流れ、その支流として跡田川、屋形川などの河川がみられます。これら河川沿いには谷底平野が形成され、主に水田などの農耕地、住宅地として利用されていますが、このような土地利用は河川沿いに限られ、地域の大部分は森林に覆われています。

本管内には、耶馬溪のほか、鹿嵐山の自然林、高平のイワシデ林、洞鳴瀑布などの貴重な自然がみられ、ニホンザルやブチサンショウウオ、オヤニラミなどの動物、イワシデ、コバノチョウセンエノキ、イワヒバなどの植物がみられます。

また、本管内には、青の洞門や羅漢寺、耶馬溪橋などの貴重な文化財も多くみられます。

河川の水質については、比較的良好な水準を維持していますが、未処理で流される生活排水も多く、合併処理浄化槽のさらなる普及が必要です。

本管内では、上記のようなすぐれた自然や景観資源をいかに保全するか、また、荒廃農地の増加や、シカやイノシシの増加による植生被害・農林業被害の増加、河川流量の減少、低い污水处理人口普及率（63.1%）といった問題点をいかに改善するか、といった環境に関する課題がみられます。

● 本耶馬溪支所管内の環境概要図 ●



◆目標

耶馬溪など固有の自然及び景観の保全活用

◆環境配慮指針

【基本目標1：自然共生社会の構築】

- 耶馬溪の自然を保全します。
- 鹿嵐山の自然林、高平のイワシデ林などの重要な植物群落を保全します。
- 河川の生き物を保全するため、瀬・淵など河川に特有の構造や水辺の植生の維持と再生に努めるとともに、生き物が行き来しやすい魚道の設置・改良に努めます。
- 森林経営計画に基づく計画的な森林施業により森林整備を推進します。
- 山国川水系の河川流量の維持・回復に努めます。
- 荒廃農地の増加防止と復田に努めます。
- シカやイノシシなどの野生鳥獣の適正管理に努めます。

【基本目標2：脱炭素社会・循環型社会の構築】

- メイプル耶馬サイクリングロードを活用した低炭素な観光を推進します。
- 山間部や河川沿いにおける不法投棄対策に努めます。

【基本目標3：生活環境の保全】

- 合併処理浄化槽等の普及を促進し、汚水処理人口普及率を向上させます。
- 国道212号などの幹線道路沿いの自動車騒音抑制対策を推進します。
- 青の洞門や羅漢寺、耶馬溪橋などの文化的景観の保全に努めます。

【基本目標4：環境保全のための人・組織づくりの推進】

- 山国川、耶馬溪などの地域の恵まれた環境を生かした環境学習を推進します。
- 地域住民の高齢化等、社会環境の変化に配慮しつつ、地域住民や市民団体が環境保全活動に参加しやすい環境を整備します。
- 当該管内への移住、交流人口の増大の促進を通じて、環境保全のための人・組織づくりの基盤を確保します。



青の洞門

(提供元：一般社団法人 中津耶馬溪観光協会)

5. 耶馬溪支所管内

◆環境の現状と課題

耶馬溪支所管内の中央部を山国川が流れ、周辺部から中央部にかけては、山移川などの山国川の支流が流れています。これら河川沿いには谷底平野が形成され、主に水田などの農耕地、住宅地として利用されていますが、このような土地利用は河川沿いに限られ、大部分は森林に覆われています。

本管内には、裏耶馬溪、深耶馬溪、一目八景のほか、犬ヶ岳の自然林、中摩殿畑山のブナ林などの貴重な自然がみられ、県指定希少野生動植物のクロシジミ（シジミチョウ科）、ヒゴタイ（キク科）が確認されています。

本管内にある津民川河川プールは、自然の河川を利用したプールで、夏には水辺のふれあいの場として多くの人に利用されています。

また、本管内には、平田集落、馬溪橋、長岩城址などの貴重な文化財もみられます。

本管内では、上記のようなすぐれた自然や景観資源をいかに保全するか、また、過疎化・高齢化による農地・森林の管理不足、シカやイノシシによる植生被害・農林業被害の増加、大雨による水害、汚水処理人口普及率（73.1%）の向上といった問題点をいかに改善するか、といった環境に関する課題がみられます。

● 耶馬溪支所管内の環境概要図 ●



◆目標

耶馬日田英彦山国定公園など固有の自然及び景観の保全活用

◆環境配慮指針

【基本目標1：自然共生社会の構築】

- 犬ヶ岳の自然林、中摩殿畑山のブナ林などの原生林を保全します。
- 森林経営計画に基づく計画的な森林施業により森林整備を推進します。
- 河川の生き物を保全するため、瀬・淵など河川に特有の構造や水辺の植生の維持と再生に努めるとともに、生き物が行き来しやすい魚道の設置・改良に努めます。
- 荒廃農地の増加防止と復田に努めます。
- シカやイノシシなどの野生鳥獣の適正管理に努めます。

【基本目標2：脱炭素社会・循環型社会の構築】

- メイプル耶馬サイクリングロードを活用した低炭素な観光を推進します。
- 森林の適正管理による森林吸収源対策を推進します。
- 災害リスクに関する情報提供を行い、市民の迅速な避難行動を促します。
- 森林や農地の保全、適正な管理により、水源かん養機能の維持・向上を図り、洪水や土砂災害の発生防止、軽減に努めます。
- 山間部や河川沿いにおける不法投棄対策に努めます。

【基本目標3：生活環境の保全】

- 合併処理浄化槽等の普及を促進し、汚水処理人口普及率を向上させます。
- 馬溪橋や平田集落などの文化的景観の保全に努めます。

【基本目標4：環境保全のための人・組織づくりの推進】

- 山国川、耶馬溪などの恵まれた環境を生かした環境学習を推進します。
- 地域住民の高齢化等、社会環境の変化に配慮しつつ、地域住民や市民団体が環境保全活動に参加しやすい環境を整備します。



馬溪橋



耶馬溪サイクリングターミナル

6. 山国支所管内

◆環境の現状と課題

山国支所管内は山国川の源流域で、全域が耶馬日田英彦山国定公園に指定されています。本管内では、奥耶馬溪のほか、英彦山・犬ヶ岳の自然林、中摩殿畑山のブナ林などの原生林や、猿飛千壺峡、魔林峡などの独特の河川景観を見ることができます。また、本管内には、絶滅危惧種のテングコウモリ（ヒナコウモリ）、県指定希少野生動植物のヒメユリ（ユリ科）が確認されています。

本管内にある山国川源流河川プールは、自然の河川を利用したプールで、夏には水辺のふれあいの場として多くの人に利用されています。

また、本管内には、神尾家住宅、念仏橋、一ツ戸洞門などの貴重な文化財も多くみられます。

本管内では、上記のようなすぐれた自然や景観資源をいかに保全するか、また、過疎化・高齢化による農地・森林の管理不足、シカやイノシシによる植生被害・農林業被害の増加、大雨による水害、不法投棄や、汚水処理人口普及率（75.1%）の向上といった環境に関する課題がみられます。

● 山国支所管内の環境概要図 ●



◆目標

山国川源流域環境の保全活用

◆環境配慮指針

【基本目標1：自然共生社会の構築】

- 英彦山・犬ヶ岳の自然林、中摩殿畑山のブナ林などの原生林を保全します。
- 森林経営計画に基づく計画的な森林施業により森林整備を推進します。
- 荒廃農地の増加防止と復田に努めます。
- シカやイノシシなどの野生鳥獣の適正管理に努めます。

【基本目標2：脱炭素社会・循環型社会の構築】

- メイプル耶馬サイクリングロードを活用した低炭素な観光を推進します。
- 森林の適正管理による森林吸収源対策を推進します。
- 災害リスクに関する情報提供を行い、市民の迅速な避難行動を促します。
- 森林や農地の保全、適正な管理により、水源かん養機能の維持・向上を図り、洪水や土砂災害の発生防止、軽減に努めます。
- 山間部や河川沿いにおける不法投棄対策に努めます。

【基本目標3：生活環境の保全】

- 合併処理浄化槽等の普及を促進し、汚水処理人口普及率を向上させます。
- 猿飛千壺峡や魔林峡など、独特の河川景観を保全します。

【基本目標4：環境保全のための人・組織づくりの推進】

- 山国川源流河川プールなど、自然を活用した自然体験を推進します。
- 原生林を環境学習の場として活用し、都市部との交流を促進します。



魔林峡



山国川（山国支所付近）

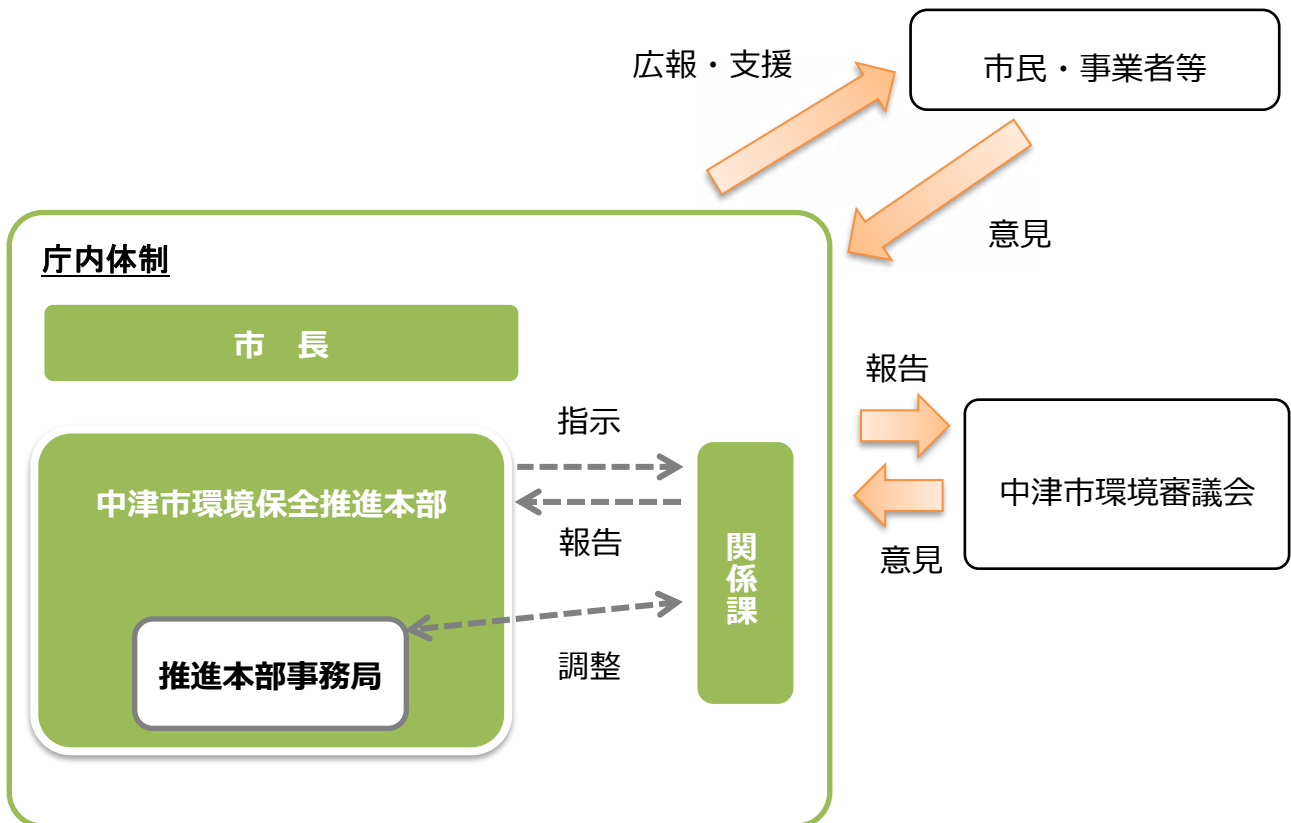
第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

1. 計画の推進体制

本市の目指す環境像の実現に向け、本計画の着実な推進を図るためには、市・市民・事業者がそれぞれの立場で互いの役割を理解するとともに、自らできること、なすべきことを自覚して行動することが重要です。

本計画では、以下の体制により、市・市民・事業者の取組の推進を図ります。



2. 計画の進行管理

本計画を効果的に推進していくため、計画に定めた施策を着実に実践し、その進捗状況や目標に対しての達成度について把握・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

本計画では、単年を基本単位としたP D C Aサイクルを活用し、計画の進行管理を行います。

■ P l a n = 計画

関係課では事業を立案する際、本計画に基づき事業における環境配慮事項を検討するとともに、環境目標を設定します。

■ D o = 実施

関係課は、各課が設定したPlanに基づき、環境目標の達成に向けて事業を実施します。

■ C h e c k = 点検

① 関係課で定めた環境目標の達成状況を把握します。

⇒本計画に基づく関係課の取り組み状況を点検します。

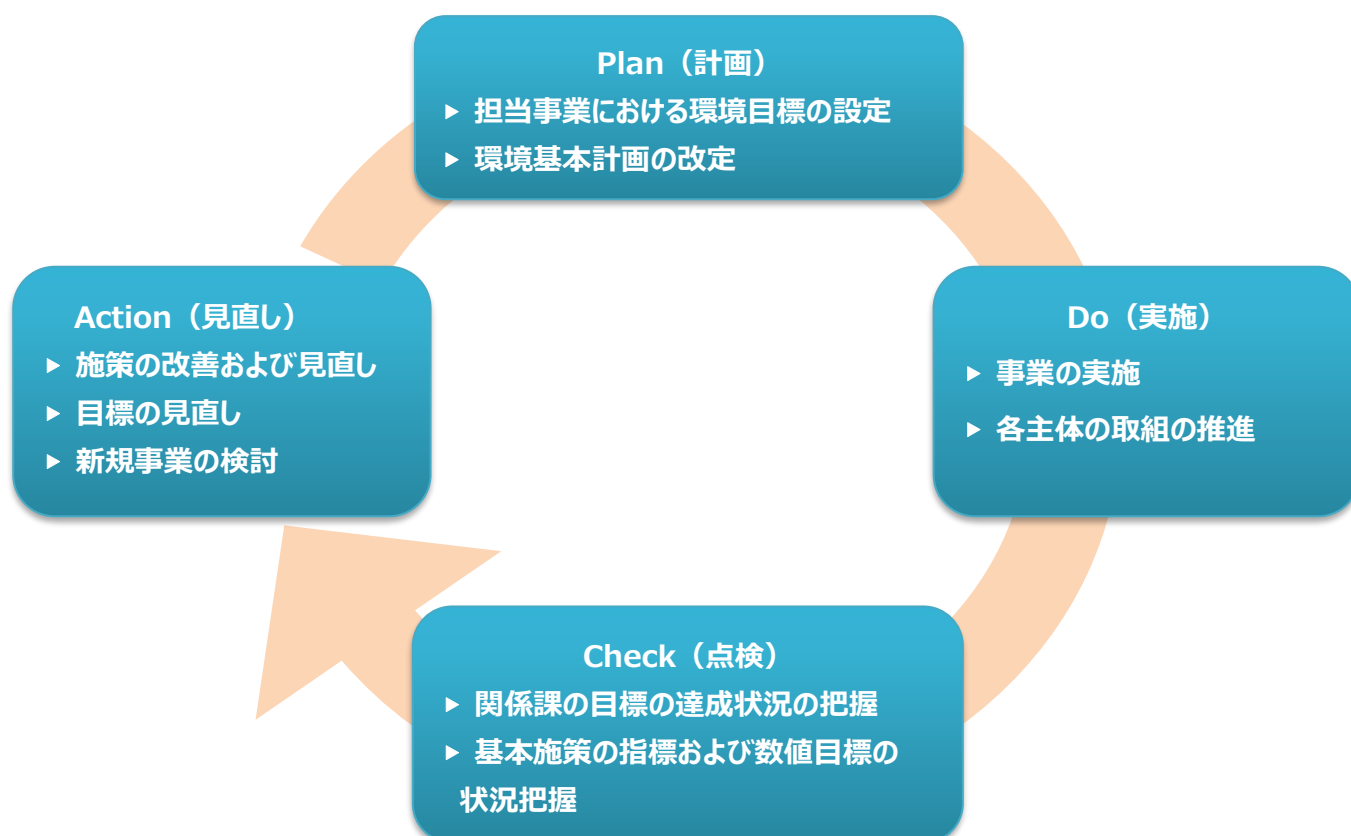
② 本計画の基本施策ごとに設定した指標および数値目標の状況を把握します。

⇒本計画の進捗状況を基本施策ごとに点検します。

また、①、②の結果をとりまとめ、公表します。

■ A c t i o n = 見直し

点検結果をもとに、関係課では必要に応じて事業の見直しを行います。また、事務局は必要に応じて本計画の見直しを行います。



資料編

1 中津市環境基本条例

平成 28 年 3 月 25 日中津市条例第 19 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等（第 7 条—第 25 条）

附則

私たちが住む中津市は、耶馬日田英彦山国定公園の緑深き山々に抱かれ、豊前海にそそぐ水量豊富な山国川、その河口に広がる多種多様な生物が生息する中津干潟といった豊かな自然や景観に恵まれている。また、広大な中津平野には古くから人々が集まり、多くの歴史的文化遺産が形づくられ、現在も大分県北部の中心都市として発展している。

しかしながら、近年の経済発展に伴う社会情勢の変化により、地球規模での温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化等の問題が生じ、また地域的には水質の汚濁、廃棄物の処理等の課題が山積し、生物の生存基盤である地球環境が脅かされている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を後世に継承する責務を有しており、この恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指していかなければならない。

ここに、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を全うし相互に協働することで、この恵み豊かな環境を後世に継承することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全及び創造上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及

び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる健全で恵み豊かな環境を確保し、向上させるとともに、その環境が後世に継承されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、本市の多様で豊かな自然環境を生かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取り組みを行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境にも深く関わっていることを認識し、全ての日常生活及び事業活動において積極的に推進しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務及び事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷を低減する責務を有する。
- 3 市は、事業者及び市民が行う環境の保全及び創造のための活動を支援し、又はその活動に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その事業活動において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の方法により環境への負荷を低減する責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、地域の環境の保全及び創造に貢献する責務を有する。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その日常生活において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出の抑制等その他の環境への負荷を低減する責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、並びに生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性及び生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、緑化の推進を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが確保されること。
- (3) 水と緑のある良好な都市景観及び居住環境を形成することにより、快適な都市環境が創造されること。
- (4) 歴史的及び文化的遺産を保存及び活用することにより、歴史的及び文化的環境が確保されること。
- (5) 人と環境との関わりについて理解を深め、廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効な利用による環境への負荷の少ない生活文化が形成されること。
- (6) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、すべてのものが協働して取り組むことのできる社会が構築されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、中津市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為又は自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じなければならない。

(環境の保全及び創造に関する協定の締結)

第 11 条 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(経済的措置)

第 12 条 市は、事業者及び市民が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動又は環境の保全の活動に対し、必要があると認めるときは、助成、支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する事業の推進)

第 13 条 市は、公共下水道、公共的な廃棄物の処理施設等の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第 14 条 市は、生物の多様性及び生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(快適な環境の創造)

第 15 条 市は、良好な景観の確保、歴史的文化的環境の保全及び活用等を図ることにより、地域の特性を活かした環境の創造に努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を行うものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(資源の循環的利用の促進)

第 17 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出の抑制等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 18 条 市は、事業者及び市民と協働して、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

(協働による推進)

第 19 条 市、事業者及び市民は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 20 条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造に関する活動を自発的に行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるための教育の充実、学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 21 条 市は、市民等が自発的に行う動植物種の保護及び生息環境の保全活動、環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に市民等に提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との連携)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組が必要とされる施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

(年次報告等)

第 25 条 市長は、必要に応じて環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 中津市環境美化に関する条例

平成 21 年 12 月 18 日中津市条例第 62 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市内の環境美化の促進及び市民等の快適な生活環境の確保を図るため、市、市民等、事業者及び土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨て及び落書きの禁止並びに空き地の不良状態及び飼い犬等のふんの放置の防止等に関し、必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を営む個人、法人その他の団体をいう。
- (3) 所有者等 市内にある土地、建造物、工作物、樹木又は自転車等の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (4) 環境美化 道路、河川（河川敷を含む。）、水路、側溝、公園、空き地、建造物又は工作物及びその周辺を、清潔かつごみ等の廃棄物が散乱又は放置されていない状態に保つことをいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空きビン、空きペットボトルその他の容器（開栓後中身の入ったもの、栓及びふたを含む。）、たばこの吸殻、チューインガムの噛みかす、紙くずその他これらに類する物で投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (6) ポイ捨て 道路、河川、公園、広場、駅その他公衆が利用し、又は通過することができる場所並びに他人の土地及び建造物又は工作物（以下、「公共の場所等」という。）において、散乱の原因となるような方法で空き缶等のみだりに投棄し、又は放置することをいう。
- (7) 落書き 建造物、工作物又は樹木（以下、「建造物等」という。）の所有者等の承諾を得ず、当該建造物等にペンキ、絵の具、墨汁等の顔料又は染料等を使用し、文書又は図画を書く行為及び石又は器物を使用し、文書又は図画を刻み付け、傷つける行為をいう。
- (8) 空き地 現に人が使用していない土地（人が使用している土地の未使用部分を含む。）をいう。
- (9) 雑草等 雑草、枯れ草又はこれらに類するかん木類をいう。
- (10) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (11) 不良状態 雑草等が繁茂し、若しくは密生したまま放置され、又は廃棄物が放置されており、その状態が次に掲げる状態のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 犯罪、災害又は交通事故の発生を誘発するおそれのある状態
 - イ 衛生害虫の発生等人の健康を阻害し、又は阻害するおそれのある状態
 - ウ 廃棄物の不法投棄を誘発する原因となるおそれのある状態
 - エ 周囲の美観を著しく損なう状態
 - オ その他市民の生活環境を阻害するおそれがある状態

- (12) 飼養 犬、猫、その他愛がん動物（以下、「犬等」という。）を自らの管理下に置き、給餌及び排泄物等の適正な処理を行い、犬等を健康かつ衛生的に飼育することをいう。
- (13) 屋外広告物 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。
- (14) 自転車等 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (15) 駐輪場 一定の区画を限って設置された自転車等及び自動二輪車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。）の駐車のための施設をいう。
- (16) 自転車等の放置 自転車等の所有者等又は利用者（以下、「利用者等」という。）が、長時間にわたり自転車等を離れて、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態に置くことをいう。
- (17) 放置自転車等 相当の長期にわたり、放置されている自転車等をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策を実施するとともに、市民等、事業者及び土地の所有者等に対する環境美化に関する意識の向上及び啓発に努めるものとする。

- 2 市は、この条例の目的を達成するため、環境美化活動を推進する各種団体の指導、育成及び支援に努めるものとする。

（市民等の責務）

第 4 条 市民等は、市が実施する清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策に協力するとともに、自らが生活し、活動し、又は通過する場所の環境美化に努めるものとする。

- 2 市内に居住する者は、その居住する地域において行われる環境美化活動に協力するように努めるものとする。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、市が実施する清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策に協力するとともに、当該事業所及びその事業活動に使用する場所の周辺の環境美化に努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業及び事業活動により市内の美観を損なわないように努めるものとする。
- 3 事業者は、その従業員に対し、環境美化に関する意識の向上及び啓発を行うように努めるものとする。

（所有者等の責務）

第 6 条 土地及び建造物等の所有者等は、市が実施する清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策に協力するとともに、当該土地、建造物等及びその周辺の環境美化に努めるものとする。

- 2 土地及び建造物等の所有者等は、当該土地及び建造物等の管理を自ら行うことができない場合は、適当な管理者を指定し、又は管理することができる者に依頼して、当該土地、建造物等及びその周辺の環境美化に努めるものとする。

（ポイ捨ての禁止）

第7条 何人も、ポイ捨てを行ってはならない。

(喫煙時の遵守事項)

第8条 何人も、屋外で喫煙しようとするときは、吸殻を処理する用具を携帯し、又は吸殻入れ等が設置されている場所で喫煙するように努めるものとする。

(飼い犬等の適正な管理)

第9条 犬等の所有者等（所有者又は占有者以外の者が一時的に飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主」という。）は、自ら飼養する犬等（以下、「飼い犬等」という。）が、周辺の衛生環境及び美観を損なわないように、中津市畜犬取締条例（昭和40年中津市条例第39号）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところにより飼養しなければならない。

2 飼い主は、当該飼い犬等の飼養をやめようとするときは、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第10条 飼い主は、飼い犬等を屋外に連れ出す場合は、当該犬等のふんを回収する用具を携行し、当該犬等のふんにより公共の場所等を汚したときは、当該ふんを直ちに回収し、適正に処理しなければならない。

2 飼い主は、飼い犬等が屋外又は敷地外に逃げ出す（一時的に屋外に出る場合を含む。）ことがないように必要な措置を講じなければならない。

(飼い主以外の市民等の遵守事項)

第11条 何人も、自ら飼養する意思又は能力がないときは、飼い主がいない犬等及び野生の動物に餌付けする等みだりに給餌行為をしてはならない。

(自転車等の利用者等の遵守事項)

第12条 自転車等の利用者等は、やむを得ず公共の場所等（駐輪場を除く。）に自転車等を駐車する場合は、歩行者及び通行車両の迷惑とならないよう努めるとともに、駐車場所周辺の環境美化に努めるものとする。

2 自転車等の利用者等は、当該自転車等を長期間放置しないように努めるものとする。

(放置自転車等の撤去等)

第13条 公共の場所等の管理者は、その管理する場所に自転車等を放置しないよう注意を促す措置を講ずるよう努めるものとする。

2 公共の場所等の管理者は、その管理する場所に放置自転車等がある場合で、当該放置自転車等が歩行者、当該公共の場所等の利用者又は通行車両の迷惑となっているときは、その管理権に基づき、当該放置自転車等の撤去又は適当な場所への移動、整理を行う等、適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

(宣伝物等の回収及び清掃)

第14条 公共の場所でビラ、チラシその他の宣伝の用に供する物品（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者（以下「配布者等」という。）は、当該公共の場所及びその周辺において宣伝物等がごみとなって散乱しないように必要な措置を講じなければならない。

2 配布者等は、当該配布終了後において、当該配布場所周辺に配布した宣伝物等が投棄され、放置され、又は散乱している場合は、これを回収又は清掃する等の措置を講じなければならない。

(屋外広告物の掲示等の制限)

第 15 条 屋外広告物を掲示又は表示する者は、屋外広告物法、大分県屋外広告物条例（平成 12 年大分県条例第 37 号）その他関係法令を遵守するとともに、周辺の環境美化に努めるものとする。

(回収容器の設置等)

第 16 条 自動販売機を設置し、又はこれにより飲食物その他の物品を販売しようとする者（以下、「自動販売業者」という。）は、設置及び販売する場所に近接して空き缶等の回収容器を設置し、定期的に当該回収容器内の空き缶等の回収を行う等適正に管理しなければならない。

2 自動販売業者は、自らが管理する自動販売機周辺の環境美化に努めるものとする。

(空き地の管理)

第 17 条 空き地の所有者等は、当該空き地が不良状態とならないよう常に適正な管理に努めるものとする。

2 空き地の所有者等は、当該空き地が不良状態となった場合は、速やかにこれを解消するため、除草、かん木の剪定、枯れ草の除去、投棄された廃棄物の撤去その他必要な措置を講じなければならない。

(落書きの禁止)

第 18 条 何人も、落書きをしてはならない。

2 市、市民等、事業者並びに土地及び建造物等の所有者等は、自らが管理する建造物等に落書きを発見した場合は、速やかに当該落書きを消去する等環境美化に努めるものとする。

(指導及び勧告)

第 19 条 市長は、本条例の規定に違反（第 17 条第 2 項においては、空き地が不良状態になるおそれがあると認められる場合を含む。）した者（事業者を含む。）に対し、必要な改善措置を講ずるよう指導及び勧告することができる。

(氏名等の公表)

第 20 条 市長は、第 7 条、第 9 条第 2 項、第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 16 条第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定に違反し、前条の規定に基づく勧告を受けた者（事業者を含む。）が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者の氏名（事業者としての名称を含む。）及び勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定に基づく公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(中津市空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例等の廃止)

2 中津市空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例（昭和 62 年中津市条例第 10 号）及び中津市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和 59 年中津市条例第 31 号）は、廃止する。

